# 令和3年度

# 包括外部監查結果報告書

テーマ 県が所轄する社会福祉法人に対する 指導監督事務の執行について

> 令和4年3月 秋田県包括外部監査人 公認会計士 津村 隆

# 目次

第	1	章	監査の概要	2
	1	竪	査の種類	2
	2	選	建定した特定の事件	2
	3	楳	f定の事件として選定した理由	2
	4	嚭	音査の方法	3
	5	嚭	き査の実施期間	5
	6	包	2括外部監査人並びに補助者	5
	7	利	害関係	5
	8	本	報告書の取扱い	5
第	2	章	監査結果の総括	7
	1	美	『施した主な監査手続	7
	2	嚭	宣査結果の記載方法	7
	3	指	f摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見の件数	8
	4	指	f摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見の項目	8
第	3	章	社会福祉法人等に対する指導監督の動向	10
	1	社	上会福祉法人等に対する国・自治体の指導監督	10
	(	1)	社会福祉法人制度の概要	.10
	(	2)	社会福祉法人の課題と制度改革の動き	17
	(	3)	社会福祉法人等に対する指導監督制度の概要	26
	2	県	lの指導監督事務の体制	.42
	(	1)	認可・届出審査	.42
	(	2)	施設整備選定·法人設立等審査会	45
	(	3)	指導監査	.56
	(	4)	教育・研修	.67
第	4	章	指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見	69
	1	美	<b>E施した監査手続</b>	.69
	(	1)	監査手続の概要	.69
	(	2)	監査調書を閲覧した指導監査対象法人の一覧	72
	(	3)	「2 監査結果について」の記載に関する留意事項	74
	2	竪	査結果について	.75
	(	1)	指摘事項	.75
	(	2)	監査の結果に添えて提出する意見	83

#### 第1章 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

#### (1) 監査テーマ

「県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について」

#### (2) 監査の対象期間

原則として令和2年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)とし、 必要と認めた場合は、令和2年度以前についても監査対象とした。

#### 3 特定の事件として選定した理由

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であり、高齢化が進み福祉のニーズが拡大している我が国において社会的な期待が大きい。また、社会福祉法人は、税制上の優遇措置のほか多額の公費を受けており、これらは県によっても負担されることから(令和3年度の当初予算では「高齢者や障害者等が安全・安心に暮らせる福祉の充実」として補助金等を含む314億円(社会保障関係経費742億円の42%)を計上)、県並びに納税者である県民としてもその財務規律・ガバナンスの確立については強い利害関係があるものと推察される。

社会福祉法人の運営は、社会福祉法人が民間の事業体であるため、原則として各法人による自主性・自律性が前提となるが、その適正かつ健全な運営を確保することを目的として、事業区域等に応じて、国、都道府県又は市が許認可・監査等の事務を所轄することとなっている。よって、県においても、所轄する社会福祉法人の運営状況を適切に確認し、不備がある場合は有効な助言等を提供し、不正や法令違反が検出された場合は必要な措置を実施する等、実効性のある指導監督の体制が確保され運用されることが求められる。

以上より、県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について、 法令等に対する合規性、3 E (経済性・効率性・有効性)等の観点から幅広く監査 することは、県並びに県民にとって有意義であると判断した。

#### 4 監査の方法

#### (1) 監査の対象

県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督の体制に係る整備・運用状況 と関連事務の執行状況

#### (2) 監査対象部局

社会福祉法人を所管する各部署を対象とした。

所管部署は、「第3章 社会福祉法人等に対する指導監督の動向 2 県の指導監督事務の体制 (1)認可・届出審査」(42ページ)に記載のとおりである。

#### (3) 監査の視点

県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務(許認可事務、補助金等の申請に対する審査事務、指導監査事務等)について、以下の項目を監査の 視点とした。

- ア 社会福祉法人(以下「法人」という。)に係る認可申請・施設整備等の審査が、法令や所定の基準等に則り、内部けん制機能が確保された体制をもって適正かつ十分に実施されているか。
- イ 法人による現況や財務内容等の所轄庁への届出が、法令や所定の基準 等に則り、漏れなく適正に実施されていることを確認しているか。
- ウ 法人に対する指導監査(以下「監査」という。)の実施体制が、十分 な人員・時間等の確保やマニュアル・研修等による監査品質の維持・向 上などにより、適切に構築されているか。
- エ 監査が、法令や所定の基準等に則り、統一された方針のもとで効率的かつ有効に実施されているか。
- オ 監査の結果、是正改善を要すると認められる場合は、法人に対し適切 な指導を行うとともに、適宜に是正改善状況を確認するなどの措置を講じているか。
- カ 監査の結果等の開示に係る体制が、利用者の立場に立ったサービスの 提供に資する目的から、適切に構築され、運用されているか。

#### (4) 監査手続

上記(3)の監査の視点を踏まえ、本監査で計画された主な監査手続は以下のとおりである。

#### 監査の視点 ア

#### (監査手続)

▶ 県の社会福祉法人に係る認可申請・施設整備等の審査に関する各種規定・審査書類等の文書の閲覧並びに所管部署に対する質問を実施し、その実施過程を理解するとともに、審査の実施において法令や所定の基準等を遵守するための内部けん制機能が確保されていることを確かめる。

#### 監査の視点 イ

#### (監査手続)

▶ 県の社会福祉法人に係る届出に関する業務手順・受理の状況について 所管部署に対する質問を実施し、その実施過程を理解するとともに、 財務諸表等電子開示システムの開示資料を閲覧して、法令等に準拠し た届出が行われていることを確かめる。

#### 監査の視点 ウ

#### (監査手続)

▶ 県の社会福祉法人に対する指導監査に関する各種規定・マニュアル等の文書の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、県における指導監査の実施体制が、十分な人員・時間等の確保や監査品質の維持・向上などにより、適切に構築されていることを確かめる。

#### 監査の視点 エ

#### (監査手続)

▶ 県の指導監査に関する監査計画・指導指針・実施過程等の文書の閲覧 並びに監査部署に対する質問を実施し、県の指導監査が、法令や所定 の基準等に則り、統一された方針の下で効率的かつ有効に実施されて いることを確かめる。

#### 監査の視点 オ

#### (監査手続)

▶ 県の指導監査に関する実施結果・前回指摘事項に関する改善状況の確認結果等の文書の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、監査対象の社会福祉法人において是正改善を要する事項が認められた場合に、当該法人に対し適切な指導を行うとともに、是正改善状況の確認

まで行っていることを確かめる。

#### 監査の視点 カ

#### (監査手続)

▶ 県のホームページ等の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、県の指導監査に関する実施方針・実施結果等の県民への開示体制及びその実施状況を理解するとともに、当該開示が、利用者の立場に立ったサービスの提供に資するという観点から適切に実施されていることを確かめる。

上記の監査手続の実施状況は、「第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見 1 実施した監査手続」(69ページ)に記載した。

#### 5 監査の実施期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

#### 6 包括外部監査人並びに補助者

	氏名	資格
包括外部監査人	津村 隆	公認会計士
補助者	山崎 愛子	公認会計士
補助者	髙橋 和典	公認会計士
補助者	櫻井 康弘	公認会計士
補助者	葛西 裕之	公認会計士

上記の包括外部監査人並びに補助者は、包括外部監査の実務経験において地方 自治体を取り巻く事業環境や地方自治の実務に対し十分な理解を有するととも に、公認会計士として社会福祉法人に関する監査実務経験を有している。

#### 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

### 8 本報告書の取扱い

本報告書は地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同252条の31第1項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結

果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

#### 第2章 監査結果の総括

- 1 実施した主な監査手続
- (1) 社会福祉法人等に対する指導監督に関する環境分析と理解
  - ア 県の指導監督事務に関連する各種資料を閲覧した。
  - イ 我が国における社会福祉法人制度の意義・変遷・制度改革の方向性等を踏まえ、課題を洗い出し、監査重点項目を識別した。
- (2) 全般的な指導監督に関する事務の状況の検討
  - ア 上記(1)で認識した監査重点項目を踏まえ、指導監督体制に関する考え方 や現状等について、所管部署へのヒアリング及び追加の資料閲覧を実施した。
  - イ 特に指導監査事務については、県のホームページ等における指導監査の実施方針並びに結果等の開示の状況について閲覧(他自治体との比較を含む) を実施した。
- (3) 県が所管する個々の社会福祉法人に対する指導監査事務の状況の検討
  - ア 県が所管する社会福祉法人に対する法人監査について、直近に実施された 法人監査の実施過程及び結果に関する記録の閲覧及び追加的な監査部署への 質問を実施した。
  - イ 上記アの法人監査において県の監査部署が入手した資料や情報、並びに監査部署への質問に対する回答を基礎として、我々包括外部監査チームが法人監査の簡易的な再実施を行い、上記(1)で認識した監査重点項目を踏まえて、県の指導監査事務に対する要改善点の識別及び推奨事項の提案を実施した。

#### 2 監査結果の記載方法

本報告書においては、監査結果を、「指摘事項」と監査の結果に添えて提出する「意見」に区分している。

「指摘事項」とは、適法性・正当性、又は業務運営上の重要性の観点から、速 やかな是正措置が必要であるとして指摘するものである。

「意見」とは、合理性・効率性その他の観点から、監査の過程で不合理・非効

率な事項等を発見した場合に、業務運営の改善に資することを目的として所見を付記するものである。

なお、「指摘事項」と「意見」が混同されることのないよう、項目の文頭に【指摘事項】又は【意見】と区別して記載している。

3 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見の件数

「指摘事項」と「意見」の件数は、次のとおりである。

指摘事項	意見	計
3	7	10

4 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見の項目

「指摘事項」及び「意見」の件名と本報告書での記載箇所は、それぞれ次のとおりである。

# 【指摘事項】

No.	件名	Page
1	【指摘事項1】	75
	財務書類の不備に対する指導について	
2	【指摘事項2】	77
	社会福祉法第59条に規定された書類の公表に関する不備	
	に対する指導について	
3	【指摘事項3】	80
	社会福祉法人会計基準の適用誤りによる不備に対する指	
	導について	
	計	·:3件

# 【意見】

No.	件名	Page
1	【意見1】	83
	指導監査の実施に関する情報公開について	
2	【意見2】	85
	財務会計面の管理が弱い法人に対する指導について	
3	【意見3】	87
	経営課題に対する取組や経営責任の意識が弱い法人に対	
	する指導について	
4	【意見4】	89
	実施した監査手続に関する記録及び保管について	
5	【意見5】	93
	法人関係者に対する特別の利益供与に関する監査手続に	
	ついて	
6	【意見6】	96
	理事の報酬水準に関する監査手続について	
7	【意見7】	98
	現況報告書の記載誤りに対する指導について	
		+:7件

#### 第3章 社会福祉法人等に対する指導監督の動向

1 社会福祉法人等に対する国・自治体の指導監督

## (1) 社会福祉法人制度の概要

#### (社会福祉法人とは)

社会福祉法人は、「社会福祉事業」を行うことを主たる目的として、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) に基づき設立される法人である。

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を担うことを目的とした非営利法人であり、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認可保育所、児童養護施設、障害者施設、更生保護施設、病院、診療所の運営のほか、自殺予防を目的とした電話相談を行う「いのちの電話」など、幅広い福祉事業を行っている。

社会には、地域の一員として自立した日常生活を営むことを支援するための「社会福祉を目的とする事業」に対するニーズがあるが、これらの事業のうち、より公益性が高いと認められるものについては、法律において「社会福祉事業」として特定し、事業を営むにあたって、社会的な規制と助成を通じて、公明かつ適正な実施の確保が図られるとともに、その事業が安定・継続的に実施遂行されるべきものとされている。具体的に言えば、事業の実施主体となる経営体(会社・団体等)の種類に制限があったり、行政への届出・許可を要したり、行政による指導監督を受ける必要がある等の規制を受ける反面、一定の税金の免除や、施設建設資金に係る公的補助等の助成を享受することができる。

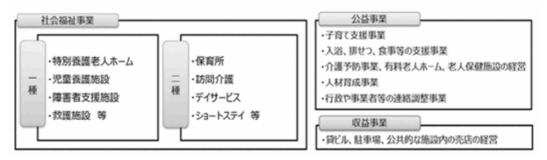
社会福祉事業は、「第一種社会福祉事業」「第二種社会福祉事業」の2つがある。 第一種社会福祉事業は、利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者 の保護の必要性が高い事業(主として入所施設サービス)である。一方、第二種社 会福祉事業は、比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事 業(主として在宅サービス)である。

第一種社会福祉事業は、原則として、行政及び社会福祉法人が経営主体となって事業を行うこととされており、上記以外の者が第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事等の「許可」を得ることが必要になる(社会福祉法人等は「届出」のみで可)。ただし、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、その経営主体を行政及び社会福祉法人に限定されており、それ以外の経営主体(会社、団体等)が事業を行うことは認められていない。

これに対し、第二種社会福祉事業(保育所、幼保連携型認定こども園を除く。)は、社会福祉法人に限らず、株式会社やNPO法人など、すべての経営主体に事業

経営が可能とされている。

### 【社会福祉法人が行う事業】



また、社会福祉法人は、社会福祉事業以外の「社会福祉を目的とする事業」を 行ったり、自らの経営目的に関連して副次的に実施する営利目的の事業を行う場 合がある。前者を「公益事業」、後者を「収益事業」という。

#### (社会福祉法人に対する規制と助成)

社会福祉法人に対する規制と助成については、概ね以下のようにまとめられる。いずれも、社会福祉事業を安定・継続的に実施することを目的としたものである。

#### (規制)

- ・行政による所轄(許認可、申請等)
- ・社会福祉法人の設立の際に必要な資産の保有や法人の組織運営等に関して 一定の要件を課す
- ・法人財産に係る分与(拠出者持分)は認められない
- ・適正な施設運営を確保するため、運営費の支出対象経費、繰入れ等に関する 規制
- ・事業収入は原則として社会福祉事業にのみ充てられ、配当や収益事業に支弁 できない
- ・行政による指導監査の実施、並びに役員の解職請求や法人の解散命令等の権限

#### (助成)

- ・施設入所者(利用者)の福祉の向上を図るため、社会福祉法人による施設整備に対し、一定額を補助
- ・法人税、固定資産税、寄付等について税制上の優遇措置 (例) 法人税

社会福祉法人は収益事業以外からの所得は非課税 株式会社は所得の30%が課税 ・社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度(給付水準は国家公務員に準拠、国及び都道府県による補助(各1/3))

このように、社会福祉法人は、公金の支出があることも踏まえ、その公益性・非 営利性に鑑み、法人の設立から運営まで厳格な規制の下で行われているが、逆に 事業の公共的側面に強く配慮し、様々な優遇措置が用意されている。

#### (社会福祉法人制度の変遷)

#### 1 制度創設期

社会福祉法人制度が創設された当時の昭和20年代、我が国は、終戦による海外からの引揚者、身体障害者、戦災孤児、失業者などの生活困難者の激増という困難に直面していた。これらの者への対応はまさに急務であったが、戦後の荒廃の中、行政の資源は不十分であり、政府には民間資源の活用が求められた。

このため、社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体を行政(国や地方公共団体等の公的団体)としつつも、事業の実施を民間に委ね、かつ、事業の公益性を担保する方策として、行政機関(所轄庁等)がサービスの対象者と内容を決定し、それに従い事業を実施する仕組み(以下「措置制度」という。)が設けられた。

そして、措置を受託する法人に行政からの特別な規制と助成を可能とするため、「社会福祉法人」という特別な法人格が活用されたのである。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、法人設立時の寄附者の持分は認められず、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は国庫に帰属し(非営利性)、所轄庁による設立認可により設立されるという、旧民法第34条に基づく公益法人としての性格を有している。

また、憲法第89条の「公の支配」に属する法人として、行政からの補助金や 税制優遇を受ける一方、社会的信用の確保のため、基本的に「社会福祉事業のみ」 を経営すべきという原則論の下、所轄庁の指導監督を受けてきた。

このような歴史的諸制約から、社会福祉法人は民間事業者ではあるものの、 行政サービスの受託者として公的性格の強い法人となり、市場原理で活動する 一般的な民間事業者とは、異なる原理原則の下、発展していくことになった。

#### 2 高度経済成長期

戦後の混乱期が終わり、昭和30年代から昭和40年代になると、高度経済成長を背景に社会福祉制度の充実も進み、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に加えて、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和

38 年法律第 133 号)、母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号) などが整備され、社会福祉制度の専門分化が進んだ。

豊かさの実現を背景として、福祉サービスの供給も拡大し、新たに設けられた制度に基づく福祉サービスを実施するため、行政が措置の委託先である施設整備(受皿)を優先したため、社会福祉法人の数も同様に増加していった。

#### 3 少子高齢化の進展と社会保障制度の拡充

昭和50年代から昭和60年代になると、高齢化や核家族化、女性の社会進出等を背景に、福祉ニーズが急速に増大し、「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」(1989(平成元)年)、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(1994(平成6)年)、「障害者プラン~ノーマライゼーション七か年戦略~」(1995(平成7)年)等による福祉サービスの基盤整備が進められた。

こうした基盤整備の進展に伴い、サービスの提供主体である社会福祉法人の数も急増していった。同時に、福祉サービスの受け手である利用者は、かつてのような生活困難者ばかりではなくなり、福祉サービスはより普遍的な国民一般向けの福祉サービスへと変化していく兆しが現れていった。

## 4 介護保険制度の創設

1997(平成9)年の介護保険法(平成9年法律第123号)の成立によって、「介護」は、保健医療サービスと福祉サービスが総合的に受けられるサービスとして再構築され、従来の措置制度による制限的なサービスから、保険制度による普遍的なサービスへと大きな転換を遂げた。

この中で、サービス提供方法の基本が、行政がサービスの対象者と内容を定める措置制度から、利用者がサービスを選択して自らの意思に基づき利用する仕組み(以下「契約制度」という。)へと変更された。これによって、介護サービス事業は、サービス選択の保障を図るため、多様な経営主体により提供されることとなり、サービスの種類や内容の多様化も進んだ。

#### 5 社会福祉基礎構造改革

介護保険法の成立等を受け、社会福祉の共通基盤制度の見直しとして、2000 (平成12)年には社会福祉基礎構造改革が行われ、社会福祉法人制度について も幅広い見直しが行われた。

高齢者介護の分野における措置制度から契約制度への変更、サービスの普遍化という劇的な変化は、利用者のニーズに応じたサービスの提供、事業展開、自主的なサービスの質の向上、経営の効率化・安定化といった、措置制度の下で行

われていたような施設管理にはない、法人経営という視点を社会福祉法人により強く求めることとなった。

この結果、社会福祉基礎構造改革では、①自主的な経営基盤の強化、②福祉サービスの質の向上、③事業経営の透明性の確保を内容とする社会福祉法人の経営の原則が法定された。これに伴って、社会福祉法人が行う収益事業で得た利益の充当先の拡大や、第三者評価の受審の努力義務化、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人に対する財務諸表の閲覧の義務付け等の改革が行われた。

このような戦後 60 余年にわたる歴史を背景に、2019 (令和元) 年度において、 社会福祉施設を経営する社会福祉法人(以下「施設経営法人」という。) の数は 18,395 法人となっており、1990 (平成2) 年度の 10,071 法人と比べると、この 約30 年間で約1.8 倍に増加している。

その一方で、介護保険制度が導入された 2000 (平成 12) 年度と 2019 (令和元) 年度の社会福祉施設の経営主体の状況を見ると、サービスの多様化や経営主体の多元化が進み、社会福祉法人が経営する入所施設、通所・在宅サービス事業も増加しているが、他の経営主体の経営数も大幅に増加し、社会福祉法人の経営する施設等が全体に占める割合は微減している。

### (社会福祉法人を取り巻く状況変化)

#### 1 社会情勢・地域社会の変化

昭和50年代以降の急速な少子化・高齢化に加え、2005(平成17)年前後からは人口減少が進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成29年度推計)」によれば、我が国の総人口は長期の減少過程に入っており、2053(令和35)年には1億人を割り、2065(令和47年)年には、8,800万人台まで減少することが見込まれている。

一方、65歳以上の高齢者数については、2030(令和12)年には3,716万人、2042(令和24)年には3,935万人まで増加し、ピークを迎えると予測されている。さらに、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しているとともに、認知症の患者も増加していく傾向がみられるとするデータもある(「高齢社会白書」(平成29年)第1章第2節3高齢者の健康・福祉)。

75歳以上の高齢者の全人口に占める割合も増加しており、2035(令和17)年には、25%を超える見込みとなっている。

また、終身雇用慣行の変化や新型コロナウィルスの影響の中で、長期失業者 や長期就業離脱後の就職困難者が増加しており(日本経済新聞「コロナ禍、長期 失業64万人リーマン危機以来の上昇」令和4年3月15日)、現役世代に対する 社会保険や企業の福利厚生などによる支えが十分得られないリスクが高まりつ つあるようにも見える。公的な福祉サービスは、分野ごとに飛躍的に充実してきたが、昨今の社会情勢の中では、制度によるサービスだけでは対応できない課題(単身高齢者に対する見守りや、ひきこもりの者に対する支援など「制度の狭間の課題」)が顕在化している。

こうした課題は、かつては家族や地域共同体による助け合いによって対処されてきた面が多いが、都市化、過疎化、若年層を中心にした都市部への人口流出や家族のつながりの希薄化の中で、地域の助け合い機能は縮小してきている。

## 2 社会福祉制度の変化

まず、介護保険制度は、2000(平成12)年に全面施行され、在宅サービスを中心に着実に利用者が増加している。前述の通り、75歳以上の高齢者が総人口に占める割合は2035(令和17)年には25%を超え、認知症の高齢者の割合や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の割合も増加していくと予測されている。また、介護の場所について希望を調査したアンケートによれば、介護される側の高齢者においては、従来のような施設への入所よりも自宅での介護を希望する割合が高い(アクサ生命「介護に関する親と子の意識調査2019」)。

こうした社会構造の変化や利用者のニーズに応えるため、高齢者介護分野を中心に、「地域包括ケアシステム」の実現が目指されており、2005 (平成17)年には、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設、2012 (平成24)年には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの創設、2014 (平成26)年には、地域支援事業の充実や、特別養護老人ホームの中重度の要介護者への重点化等を内容とする介護保険法の改正が行われている。

次に障害者支援制度については、支援費制度を改善し、2005 (平成 17) 年に障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) が成立し、①身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別にかかわらず、一元的に福祉サービスを利用できる仕組みの構築、②利用者本位のサービス体系への再編、③就労支援の抜本的強化等が行われている。また、2012 (平成 24) 年に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(「障害者総合支援法」という。) に改める法律が成立し、重度訪問介護や地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業における必須事業の追加といった障害者に対する支援の充実等が行われている。

さらに、子ども・子育て制度の状況においては、2010 (平成 22) 年度から 2014 (平成 26) 年度までの 5 年間について、少子化対策大綱 (「子ども・子育てビジョン」。平成 22 年 1 月 29 日閣議決定) が策定され、総合的な子育て支援が推進されている。2012 (平成 24) 年 8 月には、社会保障・税一体改革の中で、子ども・子育て関連三法が成立しており、2015 (平成 27) 年 4 月から、①認定こ

ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②「地域子育て支援拠点事業」「子育て短期支援事業」等の地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図る取組が始まった。

加えて、2013 (平成25) 年に生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号)及び生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が成立し、①最後のセーフティネットである生活保護において、就労・自立支援の強化等を行うことや、②生活保護に至る前の生活困窮者の支援として、総合相談、居住支援、就労準備支援事業等を実施するなど、第二のセーフティネットの充実・強化を行うこととなった。

### 3 今後の福祉サービスの見通し

このように各福祉サービスの近年の改革を見ると、以下の方向性が強まって おり、今後も続いていくと考えられる。

#### ① 措置から契約へ

介護保険制度に始まり、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度においても 利用者助成型の給付体系が導入されるなど、措置制度から契約制度への転換が 一層進んでいくと考えられる。

#### ② 市町村中心の取組

福祉サービスは住民に最も身近な地域においてきめ細かく提供されることが 望まれるため、基礎自治体である市町村中心の仕組みへと変化している。

#### ③ 在宅生活を支援するサービスの充実

可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活したいという人々の要望やノーマライゼーションの考え方の浸透から、今後も在宅生活を支援するサービスの充実が求められていくと考えられる。

#### ④ 自立支援の強化

個人の尊厳の保持、また、本人のQOL (quality of life:生活の質)の向上の観点からも、介護保険法、生活保護法、生活困窮者自立支援法など、各制度において、利用者の自立支援を強化していくことが求められている。

#### ⑤ サービス提供体制の多様化

福祉サービスは、行政、社会福祉法人が提供の中心であったが、民間企業や非営利法人、住民団体等の様々な主体が併存・連携する体制への変化が今後も進んでいくものと考えられる。

#### (2) 社会福祉法人の課題と制度改革の動き

#### (社会福祉法人の課題)

このように、既存の制度では対応できない様々な地域課題が顕在化し、各事業において地域におけるサービスの拡充がなされる中、社会福祉法人に対しては、要約すると、以下のような課題が指摘されてきた。

#### 1 地域ニーズへの対応

新たな地域ニーズの顕在化を背景に、社会福祉法人においても、全国社会福祉 法人経営者協議会による「一法人一実践」活動の推進など、制度で定められた社会 福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組の実施が推進され てきた。

しかし、これらの取組が一部の社会福祉法人にとどまっていることや、取組を 実施している法人であっても、利用者や地域住民から十分な評価を得られるよう な仕組みとなっていないことにより、社会福祉法人の役割や存在意義が広く認識 されていない状況があった。

## 2 財務状況の説明責任 (アカウンタビリティ)

社会福祉法人は、財務諸表等の開示について、福祉サービスの利用を希望する 者その他の利害関係人の閲覧請求に応ずることが義務とされるなど、事業運営の 透明性の確保が必要とされている。

他方、近年の公益法人制度改革等により、他の非営利法人における情報公開が進んでいたにもかかわらず、社会福祉法人については、後述の制度改革以前においては、財務諸表等を幅広く国民一般に公表することは義務とされておらず、このことが、社会福祉法人に対する地域住民の理解を阻害したり、後述のいわゆる内部留保についての説明責任(アカウンタビリティ)が十分に発揮されていない要因と言われていた。

#### 3 ガバナンスの欠如

社会福祉法人制度は、他の公益法人よりも高い義務を負う特別の法人制度として創設されているが、公益法人制度改革等により他の非営利法人についての制度 改革が進んだことから、社会福祉法人の組織体制は、他の法人制度と比較してガ バナンス(健全な経営を遂行するための法人自らによる管理体制)を確保する仕 組みが、時代に十分に対応したものとは言えなくなっている部分があった。

また、一部の社会福祉法人では、創設者等の理事長が、あたかもオーナーであるかのように経営を行ったり、高い公的性格を持つ法人制度でありながら、現実には私物化とも取られかねない運営が行われたりしているという批判があった。

#### 4 いわゆる内部留保

社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、 これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無 為に積み上げているとの批判があった。

この点については、「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する研究事業」(平成25年3月)により、そもそも内部留保を蓄積しているといっても他の社会福祉事業に投資されている部分は既に活用されており、残りについても将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な部分が多いことなどが指摘されており、必ずしも内部留保の額だけで一律には論じられないことに留意が必要である。

しかし、いわゆる内部留保を巡る議論は、社会福祉法人が自らの経営努力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業を充実したり、社会又は地域に福祉サービスとして還元したりしないのであれば、その存在意義が問われるという点にあり、真摯に受け止める必要がある。

## 5 他の経営主体との公平性(イコールフッティング)

イコールフッティングについては、2013 (平成 25) 年 10 月以降の規制改革会議において取り上げられ、多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人と株式会社等との役割を巡って、①特別養護老人ホーム等についての参入規制の緩和、②社会福祉法人と株式会社やNPOとの間の財政上の優遇措置の見直しについて議論が行われた。

特別養護老人ホーム等の参入規制については、高齢者施設全体が、介護保険制度の導入によって、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などと多様化し、これらについて株式会社等の参入が自由に認められる中で、特別養護老人ホームの利用者も、低所得で対応の難しい方にシフトしてきており、特別養護老人ホームには、新たな役割が求められているのではないかという意見があった一方で、低所得で対応の難しい方を積極的に受け止めている特別養護老人ホーム(社会福祉法人)や、生活困窮者等への対応を実践している社会福祉法人が一部にとどまり、社会福祉法人が株式会社等の他の経営主体と異なる役割を果たしていることが地域住民等に伝えられていないという指摘もあった。

介護保険制度、障害者総合支援制度は、行政による措置ではなく利用者本人が必要なサービスを選択する利用者本位の仕組みであり、利用者によるサービスの選択を可能とするため、経営主体にかかわらず、基準で定められたサービスを提供できる事業者がサービスを行い、これに公的費用保障がされる制度となっている。これにより、多様な経営主体が介護、障害等の福祉サービスに参画できる環境が整っており、福祉サービスが大きく発展する原動力となった。

しかし、利用者の多様な生活上の困難の全てについて、これらの制度が対応しているわけではない。高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯における認知症、家庭内の閉鎖的環境から生ずる虐待、精神疾患による精神的・経済的な困窮、発達障害、地域での孤立などの社会生活上の困難を抱える者は増加傾向にあり、こうした者に対する日常生活の見守りや権利擁護など、制度で提供されるサービスだけにとどまらない支援が必要となっている。

一方で、こうした支援については、家族や地域のつながりの希薄化により、家族や地域の助け合いが期待しにくい状況になっている。また、制度上、様々な経営主体の参入が可能になっているものの、過疎地等には事業者の参入がなく、制度に基づくサービスについても、提供が困難となっている場合がある。

このような社会福祉制度の狭間のニーズ、市場原理では必ずしも満たされないニーズについて、組織的かつ継続的に取り組んでいく主体が必要とされている。

#### (社会福祉法人制度改革)

非営利法人である社会福祉法人には、上記の機能の発揮が当然求められている。 しかし、制度創設当初から措置を受託する法人としての色彩が強く、行政からの 強い規制を受けて来たという歴史的な経緯もあり、多くの社会福祉法人において、 非営利法人として制度や市場原理では満たされないニーズに取り組んでいくこと よりも、法令や行政指導に適合することに重きを置いた事業運営がなされてきた 事実がある。

利用者本位の社会福祉制度への転換に対応して、2000(平成12)年の社会福祉 基礎構造改革では、社会福祉法人の経営の原則が新たに示されるなど、利用者の ニーズに対応した主体的な法人経営がなされるよう制度改革が行われているが、 それが十分浸透しておらず、社会福祉基礎構造改革から10年余りが経過し、利用 者本位の社会福祉制度が国民の間で一般化していく中で、社会福祉法人は、近時 の社会的な変化に対応しきれていない面があるとされた。

そこで、2016 (平成 28) 年の社会福祉法改正により、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の社会福祉法人制度改革が行われた。

上記法改正における社会福祉法人改革の概要は、以下の5点である。

# 社会福祉法人制度の改革(主な内容)

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する 法人の在り方を徹底する。
- 1. 経営組織のガパナンスの強化
- □ 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- □ 財務会計に係るチェック体制の整備
- 2. 事業運営の透明性の向上
- □ 財務諸表の公表等について法律上明記
- 3. 財務規律の強化
- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部質保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資
- 4. 地域における公益的な取組を 実施する責務
- □ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では 困難な福祉ニーズへの対応を求める
- 5. 行政の関与の在り方
- □ 所轄庁による指導監督の機能強化
- □ 国・都道府県・市の連携を推進

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入
- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、 役員報酬基準の公表に係る規定の整備
- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能 2) 邦頁度から李本での な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化 な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業
- の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その 他公益事業の順に検討)
- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を 要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として 規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベース の整備

#### 1 経営組織のガバナンスの強化

課題として認識されていた社会福祉法人のガバナンスの脆弱性を強化し、他の経営主体(公益法人等)との平仄をとる(イコールフッティング)観点から施策が盛り込まれた。具体的には、高い公益性・非営利性を担保できる経営組織を構築するため、理事(理事会)や監事といった組織上の機関に係る権限と責務を明確化するとともに、一定規模(収益30億円以上または負債60億円以上)の社会福祉法人に会計監査人の設置(外部監査)が義務付けされた。

# 1. 経営組織の在り方について

社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

#### <改正前> <改正後> ●理事会を業務執行に関する意思決定機関として ●理事会による理事・理事長に対する牽制機能が 理事 制度化されていない。 位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を 理事長 働かせる。 ●理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。 理事会 ●理事等の義務と責任を法律上規定。 (注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。 ●評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定 ●評議員会は、任意設置の諮問機関であり、 と事後的な監督を行う機関として位置付け、 理事・理事長に対する牽制機能が不十分。 必置の議決機関とする。 評議員 ※小規模法人について評議員定数の経過措置 (審議事項) 評議員会 (決議事項) 定款の変更 定款の変更 理事・監事の選任 等 ・理事・監事・会計監査人の選任、解任 ・理事・監事の報酬の決定 等 ●監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や ●監事の権限、義務(理事会への出席義務、 監事 財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が 報告義務等)、責任を法律上規定。 定められていない。 ●資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上 ●一定規模以上の法人への会計監査人による 会計 又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、 監査の義務付け(法律)。 監査人 その他の法人は5年に1回の外部監査が望まし いとしている(通知)。

#### 2 事業運営の透明性の向上

課題とされていた財務内容の説明責任(アカウンタビリティ)の不足を補うべく、経営情報の開示による透明性の向上が盛り込まれた。具体的には、公益財団法人と同等以上の運営の透明性を確保するため、定款や役員報酬基準といった法人運営の基本事項や、貸借対照表や収支計算書等の財務情報を、法人施設利用者のみならず広く国民一般に向けて、インターネットを通じて開示することが義務付けられた。

# 2. 運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
  - 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
  - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
  - 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正	前	5	<b></b> 改正後	公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 開覧	公賽	機量さ・ 関策	公表	備置き・ 閲覧	公告· 公表	公表
事業報告書	0	-	0	-	0	-	-
財産目録	0	-	0	-	0	-	-
貸借対照表	0	〇 (通知)	0	0	0	0	〇 (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	0	〇 (通知)	0	0	0	0	〇 (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	0	-	0	-	0	-	-
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	-	(政策)	0	0	0	-	0
役員区分ごとの報酬総額	-	-	O (%)	O (¾)	0	-	0
定款	-	-	0	0	0	-	-
役員報酬基準	-	-	0	0	0	0	-
事業計画書	-	-	0	-	0	-	- 4
(※)現況報告書に記載			- 5	-	1		

#### 3 財務規律の強化

いわゆる「内部留保」の問題に代表されるような、社会福祉法人における資金の不透明さや余剰資金の社会福祉事業等への再投下が進んでいないのではないかといった世間からの疑念の目に対し、適切かつ公正な運営と情報公開のための財務規律を構築すべく施策が盛り込まれた。具体的には、役員等の法人関係者に対する特別な利益供与を厳しく制限するとともに、社会福祉法人における「内部留保」の定義を明確化し(社会福祉充実残額)、当該財産が存在する場合は、社会福祉事業等への再投下を行うための計画(社会福祉充実計画)の策定が義務付けられた。

# 3. 社会福祉法人の財務規律について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、 再投下可能な財産(社会福祉充実残額)を明確化する。
- 再投下可能な財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実 や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(残額の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)

第 1 顺位:社会福祉事業 第 2 順位:地域公益事業 第 3 顺位:公益事業

## 4 地域における公益的な取組の実施

課題とされていた新たな地域ニーズへの対応の促進の観点から、社会福祉法人の本旨に沿って、他の経営主体では実施が困難な福祉ニーズへの対応をさらに積極的に進めるべきことが明確化された。具体的には、社会福祉法人は、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」を、②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対して、③無料又は低額な料金で提供する責務があることを明確化し、地域のニーズに対して上記に該当するサービスを充実すべきこととした。

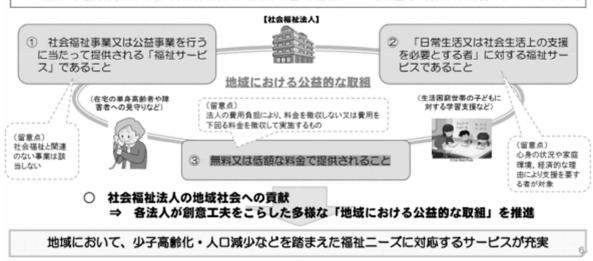
# 4. 「地域における公益的な取組」について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を 明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)
2 社会類似法 1 社 社会類似事業及び第二十

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



#### 5 行政の関与の在り方

そして、以上の施策に関する社会福祉法人の活動をサポートするため、所轄 庁による指導監督機能を強化するとともに、国・都道府県・市の連携を強化す るための制度見直しが行われた(後述:「(3)社会福祉法人等に対する指導監 督制度の概要」を参照)。

このように、平成28年3月の制度改正において、現在の社会福祉法人制度の 大枠が規定され、法人の運営が行われている流れとなっている。

これまで見てきたように、社会福祉法人は、その成り立ちより、公益性・非営利性の強い事業を担うために設けられた制度であり、そのため、行政からの補助金や税制優遇を受ける一方、社会的信用の確保のため、所轄庁の指導監督を受けてきたことから、行政サービスの受託者として公的性格の強い法人となり、市場原理で活動する一般的な民間事業者とは、異なる原理原則の下、発展してきた側面がある(社会的規制と助成)。

しかし、措置制度から契約制度への転換が一層進んでいく状況下において、 市場において他の民間事業者と競争を余儀なくされるとともに、社会構造の変 化に伴って福祉サービスに対するニーズも変容し多様化している昨今、社会福 祉法人も、他の経営主体と同様に、経営組織のガバナンス強化や財務内容の透 明化といった、「経営の健全性に関する説明責任 (アカウンタビリティ)」が社会 から要請され、それに応えることが求められていると言える。

#### (3) 社会福祉法人等に対する指導監督制度の概要

### 1 「認可」と「監査」

社会福祉法人並びに社会福祉施設・事業所に対する監督制度としては、①行政機関による監督と、②行政機関以外による監督の2つが存在する。

#### ①行政機関による監督

行政機関が行う監督には、「所轄庁」である都道府県又は市が、当該社会福祉法 人等について社会福祉事業の実施主体としての適否を判断する「認可」と、設立 後の当該法人等の適正な運営を確保するための「監査」がある。

「認可」は、法人・施設等設立時に行われる設立時認可のほか、定款変更・合併・解散等、事業に大きな影響を及ぼすタイミングで行われる。

社会福祉法人・施設は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法に規定する経営の原則に基づき事業を行うことが要求されるとともに、法の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有するとともに地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応し既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められることから、係る事業の実施体制が整備され運用されることが可能かどうかの審査を受け、認可を得ることが必要とされる。

「監査」は、社会福祉法人・施設が法令等を遵守し適正な事業運営を行っていることを定期的に確認するため、定期的に又は必要に応じて実施されるものであり、これに加え、法人に対しては毎年度、所轄庁へ現況報告書及び財務書類の届出義務を課している。

#### ②行政機関以外による監督

行政機関以外による監督制度としては、当該社会福祉法人の会計監査人である 公認会計士又は監査法人による「会計監査人監査」、並びに当該法人が任意で受検 する財務監査、当該法人自らが財務・事業の内容を一般に開示する情報公開制度 のほか、福祉サービスを対象とした公正中立な機関による第三者評価等があり、 これらを通じて法人外部から監視を受ける形となっている。

一定規模(収益30億円又は総負債60億円)を超える社会福祉法人は、会計監査人を置くことが義務付けられており(社会福祉法施行令第13条の3)、この一定規模を超える社会福祉法人のことを「特定社会福祉法人」という。会計監査人は、法人経営のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上のために外部監査を実施する機関であり、当該法人から独立した公認会計士や監査法人が会計監査人となって、計算書類等の監査を実施する。

福祉施設に対して第三者評価を行う機関は、第三者評価機関認証要件を満たすことで認証された団体等であり、秋田県内では3団体が登録されている(令和4年2月現在)。

# 社会福祉法人に対する監督等について

- 1. 行政機関が行う手法
  - (1) 所轄庁による監督等としては、実施主体としての適否を判断するための認可と、設立以降の適正な 運営を確保するための監査が存在する。
    - ① 法令や社会福祉法人審査基準の遵守状況を確認する法人設立認可(法第31条)、 定款変更認可(法第43条)
    - ② 法令や社会福祉法人指導監査要綱の遵守状況を確認する法人監査(法第56条) 法第56条 — 一般監査 定期監査(定期的に実施) 随時監査(通報等により実施)

特別監査(重大な問題を有する場合に実施)

その他、社会福祉法人に対しては、毎年度、所轄庁に現況報告書及び附属書類として財務諸表を 提出することを求めている(法第59条)。

- (2) 法人認可及び法人監査とは別に、法人が経営する施設や事業所に対する認可及び監査等(法第62条、各個別法等)が存在。
  - ※「法」…社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 2. 行政機関以外又は法人自らが行う手法
  - (1) 行政機関以外の公認会計士や税理士等による<u>財務外部監査</u>
  - (2) 法人の財務諸表や事業報告書等の情報公開
  - (3) 福祉サービス全般を対象として、公正・中立な機関が専門的かつ客観的な立場で評価を行う第三者評価
  - (4) 認知症対応型共同生活介護等を対象として、第三者機関が評価を行う介護サービス外部評価
- (5) 介護保険施設・事業所の提供するサービス内容や事業所の管理運営体制を公表する**介護サービス情報公表**等

(出典:厚生労働省ホームページ)

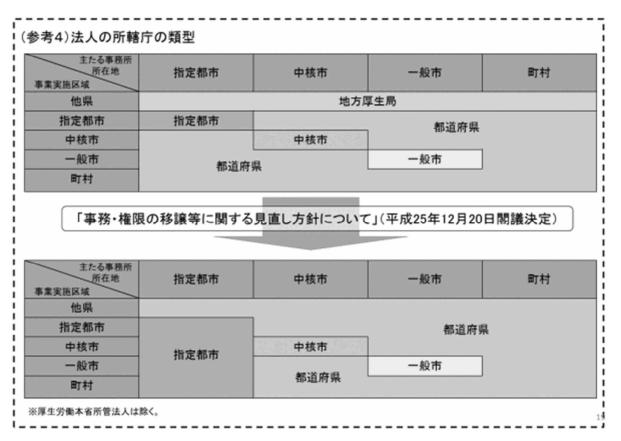
#### 2 所轄庁

所轄庁は、社会福祉法人並びに社会福祉施設・事業所を監督する主体であり、 社会福祉法人等の主たる事務所(法人本部など)の所在地や事業実施区域に基づ き、都道府県・政令指定都市・中核市・それ以外の市のいずれかが該当する。

以前は、都道府県(又は政令指定都市)の区域をまたいで事業を行っている法人については国(又は都道府県)が所轄庁となっていたが、平成25年度の「事務・権限の委譲等に関する見直し方針について」に基づき、原則として主たる事務所のある都道府県(又は政令指定都市)に事務が移譲されることとなった。

秋田県においては、県内の各市に主たる事務所を有し、事業実施区域が当該市のみである法人・施設については当該市が所轄庁となり、それ以外の法人・施設は原則として県が所轄庁となる。

(注) 第二種社会福祉事業のみを実施し、当該事業の実施区域が一の町村に限られる法人について は、当該町村が県から権限の移譲を受けた場合は当該町村が所轄庁となる。



(出典:行政の関与の在り方について(社会保障審議会福祉部会 平成26年11月10日))

## 3 所轄庁による監査制度

所轄庁による社会福祉法人への監査事項、及び所轄庁による監査以外の監査制 度との比較による特色は、以下のとおりである。

# 社会福祉法人監査の監査事項の変遷

■ 平成12年の社会福祉基礎構造改革による措置制度から契約制度への転換以降、サービスの質の向上や 事業の透明性の確保等に関する事項を逐次追加。

	平成12年度以前	平成13年度以降
監査事項	I 組織運営 1. 定款 2. 役員 3. 理事 4. 監事・監査 5. 理事会 開催状況 6. 評職員・評議員会 7. その他	<ul> <li>I 組織運営         <ol> <li>定款</li> <li>役員・・・役員報酬に関する事項を追加(平成13年度)</li> <li>理事</li> </ol> </li> <li>4. 監事・監査・・・外部監査の活用に関する事項を追加(平成13年度)</li> <li>理事会</li> <li>評議員・評議員会</li> <li>その他・・・・施設長に関する事項を削除(平成19年度)</li> </ul>
	II 事業  1. 事業一般 2. 社会福祉事業 3. 公益事業 4. 収益事業	II 事業  1. 事業一般  2. 社会福祉事業  3. 公益事業  4. 収益事業
	<ul><li>Ⅲ管理</li><li>1. 人事管理</li><li>2. 資産管理</li><li>3. 会計管理</li></ul>	<ul> <li>■管理         <ol> <li>人事管理</li> <li>資産管理・・・資産の管理運用方法、株式保有の制限に関する事項を 追加(平成19年度)</li> </ol> </li> <li>会計管理</li> </ul>
	Ⅳその他	▼その他・・・情報公開、サービスの質の評価、苦情解決の取組に関する事項を 追加(平成13年度) 10

# 社会福祉法人及び事業所に対する監査・評価等の比較

	行政機関	によるもの		行政機関以外に	よるもの(主なもの)			02	
	5	<b>·</b>	監査	1	PG.	情報開示			
	法人監查	施設監查	財務外部監査	第三者評価	介護サービス 外部評価	介護サービス 情報公表	大学評価	<b>有效性处罚值</b>	JCI(国際的医療 機能評価機関)
生たる目的	速正な法人 運営の程保	適正な危殺 等の運営の 強保	法人運営の途明性 の推係	福祉サービスの質 の向上	会體テービスの質の 肉上	利用者の選択に資 する情報の関示	教育研究水 連の向上	医療の質の 向上	医療の質の向上
模拠 法令	社会福祉法 第36条	社会福祉法 第70条等	社会福祉法人書 宣基準	社会福祉治第78 杀	程度地域密管型サー ビスの事業の人員、股 億及び運営に関する 基準第2条等	介護係険治第115 条の35	学校教育法 第109条等	-	-
実施 主体	国、新建市 県、市	都建容集、市 町村(個別海 による)	公認会計士、税理 士、監宣法人等 (事業者が選択)	部道府県推進組 後に移起された評 価機関(事業者が 選択)	各部連府県が議定 した評価機関(事業 者が議択)	各部連市県(指定 関重機関、指定情 報公表センターに 会託可)	(後)大学評 価·学位授与 協構(文部科 孝大郎/乾起)	(公計)日本 医療指能群 医指導	J C I ( Joint Commission International)
対象	社会福祉法 人	社会福祉地 穀等	社会福祉协人	社会福祉後に定め られている福祉 サービス	小規模多機能型層 吃介體、認知度計 吃型共同生活介護	介護保険油に定め られた金サービス (一部除外あり)	大学等	RIE	例徒
実施・ 受番	異符	親行	任意	任意(中)	m31	機形	網班	任意	任意
公表	-	-	任章	任意(中)	機器	典技	数弦	任意	任意
費用	-	-	聖宣法人等が定め る額	評価機関ごと定め る額	評価機関ごと定める 額	各部連市県が条例 で定める額 必能連市県の役自 財源により対応して いる場合あり	基本費用360 万円、1年部・ 1研究科当た 563万円	120~250万 円	受害費用500万円 十審宣言の流航費 用ぐ通釈人件費等
XIS.	郵準~4年 に1回	原到年1回	任意(大規模法人は 2単に1回、中小規模 法人は5単に1回)	任意(泰)	年1回	年1回	7年ごと(法科 大学院等を置 場合は5年)	任章	任業
俱考	社会福祉法 人数宣募領、 審宣基準等 の遵守状況 の推野	長妊娠線の 連市状況の 確認	会計処理の適正性の確認	・サービス種別に 対応した評価基準 による評価の実施 ・評価項目をabcの 三段階で評価	・第三者による外部 野価の暗果と自己 野価との異関を考察 した上で結婚的な野 価を行う。	・必要に応じて前 問題室の実施も可 ・影楽市長の実情 に応じて報告計画、 調室計画、公表計 面を定める	教育研究、組 涨運者、地較 整度等を総 合約に評価。	認定省然期 開注5年	認定實際期間:13 年

平成28年度の社会福祉法人制度改革では、従来の所轄庁による監査において認識されていた課題のうち、法人の財務会計面での管理能力や情報公開が不十分である点や、事業環境の変化に伴い福祉サービスの質の向上をより強く推進する必要があるとされた点について、所轄庁による監査のみでは指導監督に限界があることから、公認会計士等による外部監査・第三者評価機関による福祉サービスの評価・法人自ら行う情報公開が制度として新たに加わることとなった。

しかし、上記により所轄庁以外の第三者による監督が制度として強化されたが、 現状、法人自らによる情報公開は進んでいるものの、外部監査や第三者評価を受 けている法人等の件数はそれほど多くはない。

例えば、現状、会計監査人監査を受けている法人(特定社会福祉法人)は、平成28年度時点で約300と全体(約2万)の1%超に過ぎず、今後予定されている会計監査人監査の対象拡大(サービス活動収益基準等を段階的に引き下げていく)が進んだとしても、最大で約2,100(10%超)であり、およそ9割の法人は外部監査の義務がないことになる。

#### 1. 第1次アンケート

# 第1次アンケートの実施状況の概要 4/4



# 法人規模別の会計監査実施状況

## 会計監査を実施している割合は収益規模が大きい法人ほど、増加しています。

法人の種類	平成28会計年度 電子開示システム登録データ		ケート調査 で受けた法人
	合計法人数(1)	法人数(2)	割合(2)÷(1)
合計	20,654	520	2.5%
① 特定社会福祉法人 (サービス活動収益30 億円超又は負債60億円超の法人)	326	315	96.6%
② サービス活動収益20億円超又は負債40億 円超の法人のうち①を除く	325	34	10.5%
③ サービス活動収益10億円超又は負債20億 円超の法人のうち①及び②を除く	1,450	51	3.5%
④ 上記①から③以外の法人 (差分計算)	18,553	120	0.6%

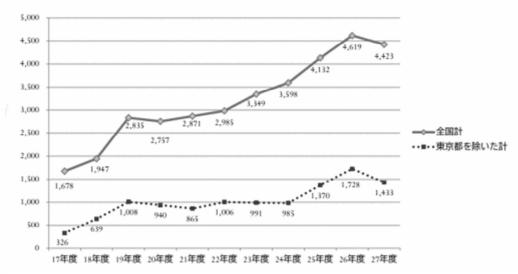
(出典:「社会福祉法人の会計監査人に関するアンケート結果」令和元年8月30日 厚生労働省)

また、第三者評価においても、受審件数は徐々に増加しているものの、施設数 に対する比率では10%未満にとどまっている。

# 3. 第三者評価事業の現状

# (1)受審状況

- ○平成27年度は、全国で4,423件の受審
- ○平成17年度から平成27年度までの延べ受審件数は35,194件



# (2) 主な高齢者福祉サービスにおける受審状況

施設・サービス種別	平成27年度 受審数	全国施設数 ※	受審率	平成27年度迄 の累計受審数
特別養護老人ホーム	484	7, 551	6.41%	4, 876
養護老人ホーム	36	957	3.76%	462
軽費老人ホーム	31	2, 264	1.37%	359
訪問介護	100	34, 823	0.29%	981
通所介護	251	43, 406	0.58%	2, 421
小規模多機能居宅介護	103	4, 969	2.07%	692
認知症対応型共同生活介護	476	12, 983	3.67%	3, 753

※ 全国施設数は、厚生労働省「平成27年社会福祉施設等調査報告」(平成27年10月1日現在)、 同「平成27年介護サービス施設・事業所調査」(平成27年10月1日現在)の調査対象施設・事業所数

(出典:「福祉サービス第三者評価事業の現状と全国推進組織の取組」平成29年2月21日 社会福祉法人全国社会福祉協議会)

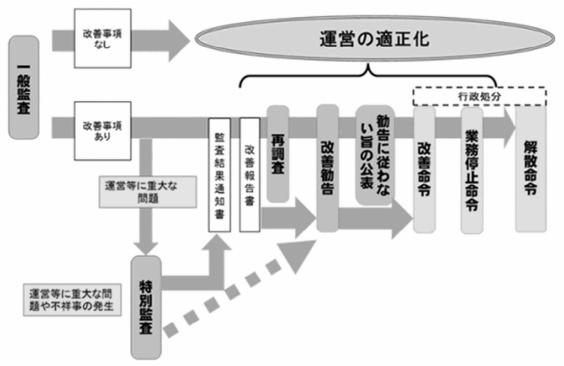
このように、制度としては所轄庁の監査を補完するものがあるとは言え、大部分の中小規模法人等に関しては、所轄庁の監査が唯一の外部監査であるのが実態といえる。

## 4 指導監査の流れ

社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施される。

社会福祉法人に対する指導監査には、一般監査と特別監査があり、一般監査は 実施計画を策定した上で一定の周期で実施され、特別監査は運営等に重大な問題 を有する法人を対象として随時実施される。

指導監査の流れを図にすると、以下のとおりとなる。



(出典:厚生労働省ホームページ)

一般監査や特別監査において要改善事項が識別された場合は、監査実施主体である都道府県や市は、法人に対し改善を求め、その結果を確認する。改善が行われていないと認められる場合は、改善を勧告することができ、さらにそれに従わない法人に対してはその旨の公表並びに改善命令等の行政処分を行うことができる。

#### 5 法人監査の枠組み

社会福祉法人に対する指導監査は、都道府県等の地方自治体にとっては「法定受託事務」(地方自治法第2条第9項)に該当する。地方自治体の事務は法定受託事務と自治事務(法定受託事務以外の事務)に区分されるが、法定受託事務とは、法令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国または都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、国または都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令で特に定めるものをいう。

社会福祉法人に対する監査は行政監査であり、その主たる目的は、法人運営の履行状況の確認であるとされる。すなわち、法人の組織や事業運営が法令や定款等に基づいたものとなっていることの確認、並びに、法人の財務経理が法令や会計基準に準拠したものとなっていることの確認を目的とした監査が実施される。

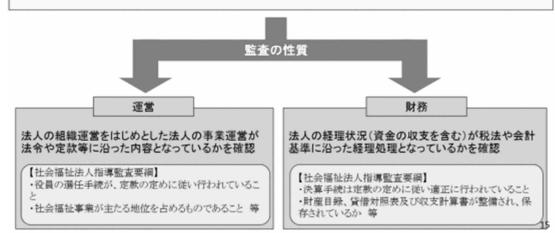
上記の目的を達成するため、国は、指導監査の基本的事項を定めた「社会福祉 法人指導監査実施要綱」及び具体的な確認内容等を定めた「指導監査ガイドライン」を策定し、監査実施主体はこれらを基礎として定めた自らの監査方針・計画 に基づき、監査を実施することになる。

# 法人監査の仕組みについて

#### 法人監査の概要

社会福祉法人に対する監査は、

- ① 法定受託事務として、国・都道府県・市が実施
- ② 社会福祉事業を行っている社会福祉法人の基準である社会福祉法人の認可・審査基準及び定款準則など 運営主体として満たすべき要件や法人が定めた定款等に基づく法人運営の履行状況の確認を行う行政監査
- ③ 国が示した社会福祉法人指導監査要綱等に基づき監査を実施



(出典:「社会福祉法人の適正な運営の確保について」社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年1月20日)

## 6 指導監査制度の見直し経緯

社会福祉法人に対する指導監査は、当初、特段の基準や指針が定められていたわけではなく、所轄庁ごとに独自の観点から指導が行われ、その内容に差異があるとの指摘がされていた。そこで、国は、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、まず、平成9年に「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成9年3月38日)、続いて平成13年に同通知を廃止し、同じ名称の「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日)を発出し、改善策を示すことで指導内容の均質化・明確化を図った。

「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日)では、法人監査における具体的な指針として、監査計画の策定・実施方針の統一・監査担当人員の充実・現況報告書等の厳正な確認などの実施を要請している。

(参考:社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する 指導監督の徹底について」(平成13年7月23日)より)

#### 1 法人認可に係る審査について

- (1) 法人の認可申請の審査に当たっては、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等に基づき、特に資金計画、理事会の構成等について厳格な審査を行われたいこと。特に、同一人物が複数の法人を設立しようとする場合には、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等につき、十分な審査を行われたいこと。
- (2) 法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われたいこと。

なお、施設整備に係る国庫補助協議に当たっては、当該審査を経ていることを条件と するものであること。

(3) 国庫補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。

このため、従来、社会福祉・医療事業団の融資については、国庫補助内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて事業団融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと(この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと)。

(4) (1) ~ (3) については、民間公益補助事業による施設整備についても、原則として 同様の取扱いとすることが適当であること。

#### 2 施設整備に係る審査等について

- (1) 施設整備に係る国庫補助協議に際しては、毎年国が示す協議基準にのっとり、十分 な審査を経て行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議の対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性等について、施設整備の担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局の参加、地方社会福祉審議会の活用等合議制による審査を実施されたいこと。

なお、国庫補助協議については、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

- (3) 協議対象施設の選定が偏っていないか、既存の施設に比べ新設の法人が不当に有利な扱いになっていないか、行政関係者が関わっている施設が優先されているのではないか等の疑惑を招くことがないよう、適正かつ公平な審査の実施に努められたいこと。
- (4) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において、設置主体の名称及び事業計画(施設名称、施設種別、定員、工事区分)の公表を行われたいこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

(5)(1)~(4)については、民間公益補助事業による施設整備についても同様の取扱いとすることが適当であること。

#### 3 法人に対する指導監督の徹底について

- (1) 法人監査は、施設又は事業(以下「施設等」という。)の監査と極力・並行して実施されたいこと。また、施設整備中の法人についても、法人監査の実施に努められたいこと。
- (2) 法人監査は、一般監査と特別監査とすること。このうち一般監査は、運営に問題の

ない法人については実地監査を2年に1回としても差し支えないこと。ただし、実地監査を行わない年にあっては書面による監査を行うこと。また、特別監査は、問題を有する法人を対象に随時実施するものとすること。

なお、当該年度における法人監査の実施計画については、年度当初に策定するものと し、少なくとも監査対象法人、重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにす ること。

- (3) 法人監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、統一された方針の下に指導監査を実施されたいこと。
- (4) 監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。
- (5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

(6) 法人監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、 速やかに特別監査を実施し、当省(地 方厚生局を含む。) との連絡を常にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

- (7) 法人監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に 応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。 ア 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られ る場合には、措置権者等の協力を得て、新規入所の停止又は利用者の他の施設への措 置替え等を行うこと。
- イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまで の間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人 件費加算分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。
- ウ 「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成5年社施第39号) による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。
- (8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7) による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。
- (9) 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図られたいこと。

- 4 施設等に対する指導監督の徹底について
- (1) 施設等監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、 施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理 監査や形式的な指示指摘にとどまる監査であってはならないものであること。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに意を用いること。

- (2) 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施設等監査にあっては、法人監査を行う道府県と十分連携を行い実施すること。
- (3) 監査を行う施設等が衛生部(局)等の他部(局)の監督下にある場合には、当該部(局)との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。
- (4)  $3(2) \sim (4)$ 、及び(6)  $\sim (8)$  については、施設等監査についても同様の取扱いとされたいこと。
- 5 指導監督上の留意事項について
- (1) 法人の役員等
  - ア 法人の理事会はその運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の 定めに従って適正な運営がなされ、議決事項について実質的な審議が行われるよう 指導の徹底を図られたいこと。
  - イ 法人の公共性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員の 選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数 を超えて就任しないよう指導の徹底を図られたいこと。
  - ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第40条に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。

#### (2) 施設整備関係

ア 無理な資金計画が不祥事案につながるケースが多いので、施設整備計画を認める際 に十分に審査を行うことはもとより、整備後においても資金計画の履行状況を常に 把握し、不十分な点がある場合には、改善されるまで施設設置の認可を保留するなど その都度強力な指導を行われたいこと。

特に寄附金に係る資金計画については、その履行状況を十分点検する必要がある こと。また、指定寄附金の適正な審査が行われるよう、各都道府県共同募金会に対し 必要な指導及び協力を行われたいこと。 イ 建設業者からのリベートや二重契約は絶対に避けなければならないことはいうまでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県市に入札参加業者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行われたいこと。なお、社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方(以下「建設請負業者等」という。)から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されているのでこの点に留意すること。

また、法人が建設工事契約を締結した場合には、その内容について報告を求め、不 正の点がないか確認されたいこと。

さらに、施設建設工事に係る契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、国庫 補助の対象としないこととしているので、特に留意すること。

ウ 入札を行う場合には、監事や、複数の理事(理事長を除く)及び評議員(理事長の 6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある 者」を除く。)を立ち会わせるよう指導されたいこと。この場合、地元市町村職員の 立ち会いを求めることも適当であること。

入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額)を都道府県市に届け出るよう指導し、都道府県市において当該入札結果(入札金額を除く)を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。

エ 施設建設に当たり、当初計画に従った建設が進行しているか否かの実情を確認する ため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会い のもとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、現地調査を行われたい こと。

また、併せて、工事の一部を下請業者が行う場合には、法人に対し、当該下請業者の商号又は名称その他必要な事項を確認するよう指導するとともに、都道府県市においても、現地調査においてこれらを確認されたいこと。

- オ アからエまでに規定する取扱いは、民間公益補助事業による施設整備についても同様であること。
- カ 事業規模の縮小(整備費等の減額)等社会福祉・医療事業団借入金の限度額に変更が生じる場合があるので、事業完了時点における当初計画との突合等により事実把握に努めるとともに、あらゆる機会を通じて所要の届出を行うよう周知徹底を図られたいこと。
- キ リースによる設備の整備は、設備整備費国庫補助の対象にならないので、十分点検 されたいこと。

#### (3) 施設運営関係

ア いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不 正に使用するような事案が生ずることのないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照 合するとともに、必要な場合は取引先の確認を行われたいこと。特に、その際、職員 給与と給与台帳との突合、購入物品との突合等に配意すること。

また、会計責任者と出納職員との兼務を避け、内部けん制組織を確立するとともに、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制の整備について指導を徹底されたいこと。

- イ 運営費の管理、運用については、それが公費を主たる財源としていることからも、 特に適正を期する必要があるので、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金 性の高い方法により行うよう指導されたいこと。
- ウ 運営費の当該法人内の各施設会計、本部会計又は収益事業等の特別会計への資金の 貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認めら れるものであり、この場合、必ず本部会計を経由するよう指導されたいこと。

なお、当該法人内の各施設会計、本部会計又は収益事業等の特別会計以外への貸付 は一切認められないこと。

- エ 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等 により適正に行われているかを確認されたいこと。不適正な契約が行われている場合には、その是正について指導を徹底されたいこと。
- オ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きいと思料されるので、財源等の実態をよく把握し、その指導に万全を期されたいこと。

#### (4) 施設利用者等の処遇

- ア 施設利用者の処遇は、利用者のおかれる個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、適切、かつ、効果的に行われるよう指導すること。
- イ 施設利用者の処遇は、利用者と施設職員との信頼関係を基調とするものであるから、相互の円滑な人間関係を確保するよう指導すること。
- ウ 施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、保健衛生等への 配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その 他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をさせるよう指導すること。

特に、給食については、栄養、カロリーの確保に留意し、特に栄養士の設置されていない施設については、所要カロリーが摂取されるよう指導すること。

エ 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用するなどの事 案が生ずることのないよう厳に指導されたいこと。また、施設利用者からの預り金の 適正な保管及び処理について十分点検されたいこと。

オ 身体障害者更生援護施設、授産施設等施設利用者に作業指導、機能訓練等を行う施設にあっては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われるよう配意すること。

また、この場合、作業設備の機械化に伴って作業中の事故が多くなっていることに 鑑み、これが事故防止対策についても十分配意すること。

### (5) 安全対策

火災等に対する災害事故防止については、施設利用者の特殊性に鑑み、その対策には特 段の配慮が必要であるので、防災設備の点検整備はもとより、平素から所轄消防機関との 連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練等を十分に行い、非常災害の際の利用者 の安全対策に万全を期すよう指導すること。

#### (6) その他

- ア 社会福祉法人会計基準制定の趣旨を徹底させるとともに、合計諸帳簿を整備し、適 正かつ明確な会計事務処理が行われるよう繰り返し指導されたいこと。
- イ 法人の理事長等が医療事業等他の事業を経営している場合、資金の混同等を生じる おそれがあるので、特に留意されたいこと。
- ウ 資産管理の状態及び借入金の有無については、極力登記簿謄本による確認も行われ たいこと。
- エ 法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められているなど管理が厳正に行われているかどうか十分に点検されたいこと。

さらに、「社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成27年7月29日)を踏まえ、平成28年の社会福祉法人制度改革においては、監査事項に関して具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないため所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在しているという課題に対し、国の基準を一層明確化し標準化を図る観点から、指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知を図ることとなった。

## 社会福祉法人に対する指導監督の見直し

#### 現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査 の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が 地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、 法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図 るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監 査との関係性を整理する必要がある。

# +

#### 規制改革(H26.6.24閣議決定)

- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査の ガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定する こととし、その工程表を策定する。
   (平成28年3月31日時点)措置済み
- ・ 今後は工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定。

#### 附带決議

- 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで 標準化を図ること。

#### 見直しの方向性

#### く考え方>

社会福祉法人に対する指導整督については、ガバナンス強化等による法人 の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是 正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

#### <対応(案)>

#### ①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

 法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。 係せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所 轄庁へ通知するとともに法人にも開知を図る。

#### ②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略し、監査の重点化を図る。

#### ③監査周期等の見直しによる重点化

 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、 良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

#### ④監査を担う人材の育成

 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイド ライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

#### 指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ 検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

## 社会福祉法人に対する指導監督の見直し(参考)

#### 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

#### 【事項名】

所轄庁による指導監督の強化

#### 【規制改革の内容】

軍生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その行程表を策定す

#### 【実施時期】

平成26年度検討·結論、平成27年度措置

#### 【実施状況】(平成28年3月31日時点)

「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や運営の透明性の向上が図られたことを踏まえ、所轄庁による指導監督の機能強化を図る観点から、監査のガイドラインや監査を担う人材の育成プログラムの策定に係る工程表を策定した。

#### 【今後の予定】(平成28年3月31日時点)

工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定

## 社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成27年7月29日 衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

五、所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一 屋明確化することで標準化を図ること。

#### 社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成28年3月17日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が振道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。

(出典:社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課平成28年11月28日))

## 2 県の指導監督事務の体制

## (1) 認可・届出審査

## • 所管部署

県の所管部署は、社会福祉事業の種類別に担当が分かれており、以下の通りとなっている。

根拠法	主な事業	所管部署
児童福祉法	児童福祉施設(保育所除	(知事部局)
	<)	地域・家庭福祉課
	児童福祉施設 (保育所)	(教育委員会(教育庁))
		幼保推進課
就学前の子どもに関する	幼保連携型認定こども園	(教育委員会(教育庁))
教育、保育等の総合的な提		幼保推進課
供の推進に関する法律		
母子及び父子並びに寡婦	母子寡婦福祉連合会	(知事部局)
福祉法		地域・家庭福祉課
老人福祉法	老人居宅介護・デイサービ	(知事部局)
	ス・短期入所施設等(老人	長寿社会課
	福祉事業)	
障害者の日常生活及び社	障害者介護・自立支援施設	(知事部局)
会生活を総合的に支援す	等(障害福祉サービス事	障害福祉課
るための法律	業)	
身体障害者福祉法	身体障害者福祉協会	(知事部局)
		障害福祉課
生活保護法	救護施設 (生活保護事業)	(知事部局)
		地域・家庭福祉課
介護保険法	特別養護老人ホーム等(介	(知事部局)
	護保険事業)	長寿社会課
社会福祉法	社会福祉事業団	(知事部局)
		福祉政策課
	社会福祉協議会	(知事部局)
		地域・家庭福祉課
		地域振興局福祉環境部

#### • 認可等

県の所管部署は、監督の対象となる社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、 認可等の業務を行う。

認可等については、法人が設立時、並びに設立後に受けるべきものに区分される。設立後の認可等については、法人が①定款変更・合併・解散、及び②基本財産の処分、担保提供(承認)を行う場合には、事前に所轄庁の認可等(①の場合は認可、②の場合は承認)を要する。

#### • 届出

社会福祉法人は、社会福祉法第59条の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内に、計算書類等及び財産目録等を所轄庁に届け出なければならない。また、届出書類のうち、所定の書類については、インターネット等により一般に公表しなければならない。

資料提出及び開示については、原則として財務会計システム(WAMNET)により行うこととされている。

社会福祉法人が届出並びに公表しなければならない書類等は、以下のとおりである。

## 法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について①

		展出又は中	請事項	所轄庁への 届出又は 申請事項	調査事項 (システムによる県・園 への報告・提供事項) (法第59余の2	<b>公表事項</b> (法第59条の2 第1項第3号)		
				(法第59条)	第2項,第3項,		公表方法	
款	(設立時の承認の)	申請 法31条1項)			( 0 )	í		
	(変更の承認の申)	廣 法45条の36第2項)			【(法第31条, 45条4	× i	(第1号)	法人HP等
	(軽微な変更の場合	合の届出 法45条の36第	(4項)		36,59(6)		(36.1797	
		I	法人単位貨債対	照表	( 0 )	(0)	0	システム
		貸债対照表	貸借対照表內訳		Ö	ŏ	Ö	システム
		(法45条の27第2項)	事業区分質循対		0	0	0	システム
			拠点区分貨债対		0	0 11	0	システム
				法人単位資金収支計算書	0		0	システム
	計算書頭		資金収支計算書	資金収支内訳表	0	0 11	0	システム
	(法45条の32)		A SAME OF ME	事業区分資金収支内訳表	0	0	0	システム
		权支計算書		拠点区分資金収支計算書	0	9 11	0	システム
		(法45条の27第2項)	事業活動計算書	法人単位事活動計算書	0	0 11	0	システム
2+				事業活動內訳表	0	9 11	0	システム
				事業区分事業活動內訳表	0	<u> </u>	0	システム
ī					- 0	اليا	لــــوــــ	システム
	争果報音 (法40米)	1332)	借入全明細書		0	×	×	
5				•		×	×	
g g			<b>查附金収益明組</b> 補助金事業等収		8	×	- ×	
				拠点区分間繰入金明細書	ŏ	×	×	
ż				拠点区分間貸付金				-
Ř			(借入金) 残高		0	. ×	×	
5			基本全明細書	9) (6) (6)	0	×	×	
9				別籍立金明細書	8 1	×	×	
k				の他の固定資産				
ĸ				定資度) の明報書	0	×	×	
1	- th 60	の附属明細書	引当全明細書		0	×	. x	
3	(法4	5条の32)	提点区分資金収	支明領書	0	0	×	
			拠点区分事業活		Ö	l o	. ×	
			積立金・積立資		0	×	×	
			サービス区分間		0	×	. ×	
		サービス区分間 残高明細書	貸付金 (借入金)	0	×	×		
			就労支援事業別	事業活動明細書	0	x	X	
			就労支援事業製	造原価明細書	0	×	×	
			就分支援事業版		0	х	X	
		就労支援事業明		0	×	×		
			授度事業費用明	組書	0	×	×	
	これらの監査報告				0	×	×	
	これらの会計監査は	履告(法45条の32)				. x	×	

## 法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について②

		所轄庁への 類出又は 中語事項 中語事項			公表 (法第59 第 1 項第	条の2
			(法第59条)	第2項、第3項、 第6項)		公表方法
	財産日録(法45条)		0	0	×	
	役員等名簿(法45)	kの34第 1 項第 2 号)	0	×	1 0 1	法人HP等
	報酬等の支給の基準	集 (法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)	×	×	O (第2号)	法人HP\$
		当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他 連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	0	0	0	システム
		当会計年度の初日における評議員の状況	0	(一郎×)	O (一部×)	システム
^		当会計年度の初日における理事の状況	0	(一部×)	(一部×)	システム
法策。	対   注   日   事業の概要	当会計年度の初日における監事の状況	0	O (一部×)	O (一部×)	システム
5度日		前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	0	0	(一部×)	システム
条数		当会計年度の初日における職員の状況	0	0	0	システム
東等	その他省令で	前会計年度における評議員会の状況	0	0	0	システム
2 <sup>等</sup>	定める事項を 記載した書類	前会計年度における理事会の状況 前会計年度における監事の監査の状況	0	8	0	システム
3	(法第45条の34 第1項第4号)	前会計年度における会計監査の状況 前会計年度における会計監査の状況	0	〇 (一部×)	(一部×)	システム
		前会計年度における事業等の概要	0	0	(一部×)	システム
	-	前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画 の策定の状況及びその進捗の状況 (規則2条の41第12号)	0	0	0	システム
		当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	0	0	〇 (一醇×)	システム
		第12号に規定する社会福祉光実残額の算定の根拠			×	
		事業計画	0	×	×	
		その他必要な事項	0	0	(一部×)	システム
社会福祉充実計画 (承認の申請 法55条の2第1項) (変更の承認の申請 法55条の3第1項本文) (軽微な変更の届出 法55条の3第1項任書)			○ (法第55条の2, 55条の3、 事務処理基準)	0	O (事務処理基準)	システム

<sup>(</sup>注)・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。 ・実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないもの。

#### (2) 施設整備選定·法人設立等審査会

### 審査会設置要綱及び審査会運営要領

県は、施設整備等に関する審査を実施するにあたって、「秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、定期的な審査を実施している。

審査会の設置要綱及び審査会の運営に関する要領は、以下のとおりである。

秋田県社会福祉施設等施設整備選定·社会福祉法人設立等審査会設置要綱

#### (設置)

#### 第1条

国などへの社会福祉・医療施設等施設整備の協議に際して、施設整備の選定及び 社会福祉法人の設立等が公平かつ公正に行われるよう、秋田県社会福祉施設等施設 整備選定・社会福祉法人設立等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

## (所掌事項)

#### 第2条

審査会は、次の事項について審査を行い、関係機関に対し必要な意見を述べるものとする。

- 一 社会福祉法人の設立に関する事項
- 二 社会福祉・医療施設等施設整備の選定に関する事項
- 三 社会福祉法人及び社会福祉施設等に関して委員長が特に審査の必要があると認めた事項

#### (組 織)

### 第3条

審査会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

#### (委員長、副委員長)

## 第4条

審査会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部長とし、副委員長は健康医療技監とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を

代理する。

### (会 議)

#### 第5条

審査会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、審査会の議長となる。
- 3 審査会で議事が必要な場合は、出席委員の合議とする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の専門的立場にある者及び秋田県社 会福祉審議会の意見を聴くことができる。

#### (連絡調整会議)

#### 第6条

審査会の審査事項等について事前に検討、総合調整等を行わせるため、連絡調整 会議を置く。

2 連絡調整会議は、別表に掲げる所属の職員をもって構成する。

#### (事務局)

#### 第7条

審査会及び連絡調整会議の事務局は、福祉政策課に置く。

(その他)

#### 第8条

この要綱に定めるもののほか、審査会及び連絡調整会議について必要な事項は委員長が別に定める。

秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会運営要領

秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会(以下「審査会」という。)における審査を円滑に推進するため、次により運営を行うものとする。

- 1. 審査対象の法人及び施設
- (1) 審查対象法人

社会福祉法の規定に基づく社会福祉法人

#### (2) 施設整備審查対象施設

- ① 社会福祉法の規定に基づく社会福祉施設
- ② 介護保険法の規定に基づく介護老人保健施設
- ③ 医療法の規定に基づく病院及び診療所

### 2. 審查内容

社会福祉法人及び施設整備審査対象施設の許認可等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、国の審査基準を踏まえ、次の事項について審査会に諮るものとする。

- (1) 社会福祉法人の審査
  - ① 法人設立の主旨
  - ② 法人設立の必要性
  - ③ 法人組織の適格性
- (2) 施設整備の審査
  - ① 整備方針との整合性
- (3)上記のほか、社会福祉法人及び施設整備の共通審査事項は以下のとおりとする。
  - ① 事業計画の妥当性(土地等資産、事業量、事業費等)
  - ② 運営計画の的確性(事業内容等)
  - ③ 資金計画の妥当性(建設資金、償還計画等)
  - ④ 市町村の支援
  - ⑤ 地域振興局福祉環境部(教育事務所)の意見
  - ⑥ 関係各課の意見(県計画との整合性等)
  - ⑦ その他参考となる事項

## 3. 整備方針

所管課長は、毎年度社会福祉施設等の具体的な整備方針を策定し、地域振興局 福祉環境部長(教育事務所長)に通知するものとする。

#### 4. 圏域の指導

地域振興局福祉環境部長(教育事務所長)は、整備方針に基づき、圏域における施設整備の実態把握、相談、調整に努めるものとする。

その結果、設置主体から協議の申出があり、協議書の提出があった場合は、法 人設立の妥当性、整備方針との整合性、圏域における整備の妥当性等について意 見を付し、所管課長に送付するものとする。

#### 5. 協議内容に関する照会

所管課長は、設置主体はもとより、設置市町村長並びに地域振興局福祉環境部 長(教育事務所長)に対し、必要に応じ協議内容について照会できるものとする。

#### 6. 検討資料の作成

所管課長は、協議内容の調査の結果を踏まえ、必要に応じて審査会に審査資料 を提出できるものとする。

### 7. 施設整備の審査

施設整備の審査にあたっては、次の対象施設を公平かつ公正に審査して、選定 に関する意見をとりまとめるものとする。

- (1) 国庫補助協議施設
- (2) 民間公益補助事業施設
- (3) 自主財源整備施設

#### 8. 審査後の措置

- (1) 全県的に調整を要するものについては、審査会で取りまとめた意見を、所管 課長へ伝達するものとする。
- (2) その他のものについては、所管課長を経由のうえ、地域振興局福祉環境部長 (教育事務所長) に通知するものとする。

## ・審査の実施状況

県における、施設整備等に関する審査の実績は、以下のとおりである。 なお、今般包括外部監査の対象とした直近5年間における審査においては、法人 設立・合併・解散等に関する審査の対象は該当なかった。

(注)審査の結果、国などへの社会福祉・医療施設等施設整備の協議をすることが適当であるとしたもの のみを記載。以下同。

## (平成28年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
救護施設	北秋田市	(福)秋田県民生協会	ひばりヶ丘ホーム
特別養護老人ホーム	三種町	(福)双山会	特別養護老人ホームもりたけ
特別養護老人ホーム	にかほ市	(福)象潟健成会	特別養護老人ホーム合歓(仮称)
共同生活援助、短期入	大館市	(福)大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園
所	人性山	(曲)八曜回次のくしム	しらさわB(仮称)
共同生活援助	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園
7 (1-4 <u>1</u> 21   120, 74	> CMH 11		しらさわA(仮称)
共同生活援助	大館市	(福)大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園
NIN TILL IX 99	) (MI II)		つくし森A(仮称)
福祉型障害児入所施			
設、障害者支援施設、	北秋田市	(福)県北報公会	大野岱吉野学園
短期入所			
多機能型、短期入所	能代市	(福)能代ふくし会	指定障害福祉サービス事業所ねむの木苑
共同生活援助、短期入	能代市	(福)二ツ井めぐみ会	第二二ツ井めぐみホーム
所			
就労継続支援B型	由利本荘市	(NPO) 逢い	くるみの里
多機能型	にかほ市	(福) 象潟健成会	さん・とらっぷ分場
福祉型障害児入所施	横手市	(福)秋田県社会福祉事業	阿桜園
設、障害者支援施設		団	
共同生活援助	横手市	(社医) 興生会	グループホームはぐろ(仮称)
多機能型	横手市	(福) 五輪坂秋峰会	アカシア(仮称)
放課後児童クラブ室	小坂町	小坂町	小坂町子どもクラブskip
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 向能代小学校留守家庭児童会 第1
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 向能代小学校留守家庭児童会 第2

放課後児童クラブ室	能代市	能代市	二ツ井児童クラブ 第1
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	二ツ井児童クラブ 第2
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	留守家庭児童会 はくちょうクラブ
乳児院	秋田市	日本赤十字社	秋田赤十字乳児院
放課後児童クラブ室	湯沢市	湯沢市	湯沢南児童クラブ
保育所	能代市	(福) 杉松会	すぎ保育園
保育所	横手市	(福)相和会	和光保育園
障害者支援施設、短期	大仙市	(福) 水交会	かわ舟の里角間川
入所			
放課後児童クラブ室	由利本荘市	(福)石脇福祉会	小友学童クラブ

## (平成 29 年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
特別養護老人ホーム	鹿角市	(福)寿光会	鹿角微笑苑
特別養護老人ホーム	小坂町	(福)小坂ふくし会	あかしあの郷
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) ウォームハート	(仮称)花館
特別養護老人ホーム	大仙市	(福)大仙ふくし会	福寿園
特別養護老人ホーム	大仙市	(福)大仙ふくし会	峰山荘
特別養護老人ホーム	大仙市	大仙美郷介護福祉組合	真森苑
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 柏仁会	ありすの街
特別養護老人ホーム	大仙市	(福)県南ふくし会	こもれびの杜
特別養護老人ホーム	仙北市	(福)県南ふくし会	たざわこ清眺苑
特別養護老人ホーム	仙北市	(福)仙北市社会福祉協議会	かくのだて桜苑
特別養護老人ホーム	美郷町	大仙美郷介護福祉組合	真昼荘
共同生活援助、短期入 所	大館市	(福)大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園つくし森C(仮称)
生活介護、放課後等ディサービス、短期入所	能代市	(福)能代ふくし会	指定障害福祉サービス事業所ねむの木苑
生活介護、就労継続支援 B型	にかほ市	(福)象潟健成会	さん・とらっぷ分場
生活介護、共同生活援 助、短期入所	仙北市	(福) 秋田ふくしハートネット	愛仙の華 (仮称)
共同生活援助、短期入 所	大仙市	(特非)障がい者自立生活センター「ほっと大仙」	シェアハウス銀のさじ(仮称)

共同生活援助、短期入所	横手市	(有)はる風	支援ハウスはる風
共同生活援助	湯沢市	(福)偕行塾	(仮称) グループホーム東
共同生活援助	八郎潟町	(福)南秋福祉会	グループホームつくし
共同生活援助、短期入	八郎潟町	(福)南秋福祉会	グループホームすみれ
共同生活援助	美郷町	(福) 慈泉会	トゥモローはうす
福祉型障害児入所施設	鹿角市	(福)花輪ふくし会	福祉型障害児入所施設東山学園
障害者支援施設、短期 入所	鹿角市	(福)花輪ふくし会	指定障害者支援施設東山学園
障害者支援施設、短期 入所	小坂町	(福)花輪ふくし会	障害者支援施設更望園
共同生活援助、短期入 所、生活介護、自立訓練	大館市	(福)花輪ふくし会	グループホームシオン、ケアワークおおだて
共同生活援助、短期入	大館市	(福)花輪ふくし会	グループホームミズキ
共同生活援助、短期入所	大館市	(福)花輪ふくし会	グループホームスミレ
生活介護、就労継続支援 B 型	潟上市	(福)南秋福祉会	- 潟上天王つくし苑
生活介護、就労継続支援 B型	潟上市	(福)南秋福祉会	飯田川つくし苑
生活介護、就労継続支援 B 型	大潟村	(福)南秋福祉会	大潟つくし苑
就労継続支援 B 型、就 労移行支援	大仙市	(特非) ワーカーズコープ	大仙地域福祉事業所いぶりん
共同生活援助	横手市	NPO法人「太陽の園」	すまいる
自立訓練、宿泊型自立 訓練、就労継続支援 B 型	湯沢市	(医)仁恵会	障害者総合支援事業所「松風」
障害者支援施設、短期 入所	大仙市	(福)水交会	かわ舟の里角間川
放課後児童クラブ室	能代市	学校法人渟城学園	放課後教室あすなろ (つき組)

放課後児童クラブ室	秋田市	(福)雄仁会	あおぞら児童クラブ
	454 FH 111	(佃) 华一云	四ツ小屋・御所野教室
放課後児童クラブ室	秋田市	(福) 翼友会	アフタースクール fuji
放課後児童クラブ室	秋田市	(福) 風の遊育舎	あきたチャイルドクラブ
放課後児童クラブ室	秋田市	(福)雄仁会	あおぞら児童クラブ
放課後児童クラブ室	潟上市	潟上市	(仮称) 大豊児童クラブ
放課後児童クラブ室	大潟村	大潟村	大潟村放課後児童クラブ
放課後児童クラブ室	仙北市	仙北市	マロンクラブ
放課後児童クラブ室	湯沢市	湯沢市	ふたば学童クラブ
			仮称・大曲こどもクリ
病児保育施設	大仙市	大曲こどもクリニック	ニック病児・病後児
			保育園

## (平成30年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
特別養護老人ホーム	大館市	(福)比内ふくし会	やまぼうし(仮称)
特別養護老人ホーム	大館市	(福)比内ふくし会	はなみずき
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 水交苑	水交苑
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 大館市社会福祉事業団	つくし苑
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	長慶荘
特別養護老人ホーム	大館市	(福)大館圏域ふくし会	神山荘
共同生活援助、短期入所	大仙市	(特非)障害者自立生活セン	グループホーム銀のさじ(仮)
共同生佔援助、应州八州	八川川	ター「ほっと大仙」	グルーグホーム歌のさし(収)
共同生活援助、短期入所	大館市	(福)大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園 (つくし森 C)
共同生佔援助、应朔八州	八郎川	(佃)人間圏吸ふくし云	ショートステイ矢立育成園 (つくし寮 C)
共同生活援助	湯沢市	(福)偕行塾	(仮) グループホーム東
共同生活援助、短期入所	横手市	(有)はる風	支援ハウスはる風
福祉型障害児入所施設	北秋田市	(福)県北報公会	障害児入所施設大野岱吉野学園
共同生活援助、短期入所	大仙市	(福)水交会	かわみなと寮
北回北泛控明 短期 1 元	上松士	(短) 上岭网4271 人	グループホーム軽井沢福祉園 (つくし寮 A)
共同生活援助、短期入所	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	ショートステイ軽井沢福祉園(つくし寮 A)
共同生活援助、短期入所	湯沢市	(特非)湯雄福祉会	グループホームひまわり
共同生活援助、短期入所	大仙市	(有) ふぁみりい	グループホームしるべ
障害者支援施設	藤里町	(福) 秋田虹の会	障害者支援施設虹のいえ

共同生活援助	湯沢市	(福) 長いスプーン	グループホームカメラーデンⅡ
多機能型(生活介護、放課後等デイサービス、共同生活援助、短期入所)	大館市	(福)花輪ふくし会	多機能型事業所ぱすてる(仮) グループホームきゃんばす(仮)
地域小規模児童養護施 設	秋田市	(福)感恩講	(仮称) 感恩講地域小規模 児童養護施設
放課後児童クラブ室	由利本荘市	由利本荘市	尾崎学童クラブA
放課後児童クラブ室	由利本荘市	由利本荘市	尾崎学童クラブB
児童館	由利本荘市	由利本荘市	本荘中央児童館
病児保育施設	湯沢市	湯沢市	湯沢市病児保育室
保育所	横手市	(福) 一真会	(仮称) 植田・睦合総合保育所
保育所	横手市	(福)旭保育園	たいゆう保育園
幼保連携型認定こども	由利本荘市	(福)由利本荘保育会	西目こども園

## (令和元年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
放課後児童クラブ室	-lk≰km±:	11451.m+	(仮称) 鷹巣中央小・鷹巣南小放課後児童クラ
放床後児里グラブ至	北秋田市	北秋田市	ブA
放課後児童クラブ室	北秋田市	北秋田市	(仮称) 鷹巣中央小・鷹巣南小放課後児童クラ
放床後児里グラブ至	117公田川	北秋田川	ブB
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 第四小学校区放課後児童クラブ第1
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 第四小学校区放課後児童クラブ第2
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 第四小学校区放課後児童クラブ第3
放課後児童クラブ室	潟上市	潟上市	でとA児童クラブ
放課後児童クラブ室	潟上市	潟上市	でとB児童クラブ
放課後児童クラブ室	五城目町	五城目町	(仮称) 五城目学童施設 A
放課後児童クラブ室	五城目町	五城目町	(仮称) 五城目学童施設 B
放課後児童クラブ室	にかほ市	にかほ市	仁賀保学童保育クラブ
放課後児童クラブ室	横手市	横手市	(仮称) 学童保育「十文字 I 」
放課後児童クラブ室	横手市	横手市	(仮称) 学童保育「十文字Ⅱ」
放課後児童クラブ室	横手市	横手市	(仮称) 学童保育「十文字Ⅲ」

放課後児童クラブ室	横手市	横手市	(仮称)学童保育「植田・睦合」
生活介護	鹿角市	(特非) 鹿角親交会	(仮称) 生活介護事業所いっぷく堂
共同生活援助	大館市	(特非) 共生センターとっと 工房	たのしいわが家 2号棟(仮称)
共同生活援助、短期入 所	美郷町	(株) よつば	グループホームあいあい 2号館
共同生活援助、短期入 所	美郷町	(福)慈泉会	サンワークの家Ⅱ
障害者支援施設、福祉 型障害児入所施設	横手市	(福)秋田県社会福祉事業団	障害者支援施設 阿桜園
特別養護老人ホーム	能代市	(仮称)(福)のしろ汐風会	(仮称) やすらぎの里
特別養護老人ホーム	湯沢市	(福) いなかわ福祉会	健寿苑
介護医療院	湯沢市	(医) 小野崎医院	小野崎医院
保育所	北秋田市	(福) 七日市保育園	七日市保育園

## (令和2年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名	
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 水交苑 水交苑		
介護医療院	大館市	(医) 光智会	西大館病院	
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 大仙ふくし会 愛幸園		
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 大仙ふくし会	桜寿苑	
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 大仙ふくし会	福寿園	
介護老人保健施設	大仙市	山市 (福) 大仙ふくし会 幸寿園		
特別養護老人ホーム 大仙市 大仙美郷介護福祉組合 真森苑		真森苑		
介護医療院	湯沢市	(医) せいとく会	菅医院	
特別養護老人ホーム	湯沢市	(福) 雄勝なごみ会	いさみが岡	
就労継続支援B型、共 同生活援助、短期入所、 相談支援、児童発達支 援、放課後等デイサー ビス	能代市	(福)能代ふくし会	能代地域生活支援センター	
宿泊型自立訓練、自立 訓練、就労継続支援 B 型	湯沢市	(医)仁惠会	松風	

生活介護、施設入所支援、短期入所	北秋田市	(福)秋田県民生協会	障害者支援施設 グリーンハウス	
共同生活援助、短期入 所	横手市	シャイニングワンスターズ (株)	(仮称)イオ赤坂	
放課後児童クラブ室	横手市	横手市	にこにこキッズ雄物川Ⅲ	
放課後児童クラブ室 湯沢市 湯沢市		湯沢市	(仮称) 稲川地域統合放課後児童クラブA	
放課後児童クラブ室 湯沢市 湯沢市		湯沢市	(仮称) 稲川地域統合放課後児童クラブB	
放課後児童クラブ室	童クラブ室   鹿角市   鹿角市   (仮称) 柴平児童ク		(仮称) 柴平児童クラブ①	
放課後児童クラブ室	放課後児童クラブ室 鹿角市 鹿角市		(仮称) 柴平児童クラブ②	
放課後児童クラブ室	鹿角市	(福) 愛生会	鹿角市大湯児童クラブ	
放課後児童クラブ室	大仙市	大仙市	(仮称)豊岡・豊川児童クラブ	
共同生活援助 にかほ市 (株)大日向建築 グループホーム太平		グループホーム太平		

#### (3) 指導監査

### • 指導監査実施要綱

県は、厚生労働省が公表する「社会福祉法人指導監査実施要綱」に準拠して、「秋 田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」を策定し運用している。

秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱の内容は、以下のとおりとなっている。

#### 1 目的

この要綱は、社会福祉法人等(社会福祉法人、社会福祉施設、保育所、社会福祉協議会等、措置等の実施機関をいう。以下同じ。)に対して行う指導監査に関する基本的事項を定めることにより、利用者等の処遇の充実、適正な運営の確保及び不祥事の未然防止を図るとともに、業務運営や事務・事業の円滑な実施を確保することを目的とする。

### 2 指導監査対象

指導監査の対象は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 社会福祉施設
  - ① 老人福祉施設(特別養護老人ホームを除く)
  - ② 生活保護施設
  - ③ 婦人保護施設
  - ④ 児童福祉施設(助産施設及び保育所を除く)
  - ⑤ 障害者支援施設
- (3) 保育所
- (4) 社会福祉協議会等
  - ① 秋田県社会福祉協議会
  - ② 町村社会福祉協議会
  - ③ 秋田県共同募金会
- (5) 措置等の実施機関
  - ① 福祉事務所
  - ② 市町村

### 3 指導監査の実施方針

指導監査は、毎年度、各指導監査対象別に定める実施方針(別記1)に基づいて行うものとする。

参考: 実施方針(別記1)

令和2年度秋田県社会福祉法人・社会福祉施設指導監査実施方針

社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービス提供の中心的役割を果たすことから高い公益性、非営利性が求められており、今般の社会福祉制度改革において、経営組織のガバナンスの強化、運営の透明性の確保、財務規律の強化のほか、地域へ貢献する取組等が規定されたところである。

また、社会福祉施設については、高齢化の進行や障害者の地域生活への移行の 推進等により、利用者本位のサービス提供、利用者の人権への配慮のほか、運営 基準等の法令遵守や苦情解決体制の確立等が求められているところであるが、昨 今の自然災害の増加、社会情勢の変化により、災害や防犯への態勢整備について も必要とされている。

このような状況を踏まえ、指導監査においては、社会福祉法人及び社会福祉施設(以下法人等」という。)の自主性、自立性を持った運営が行われることを前提に、法人等の適正な運営及び適切な利用者処遇の確保とあわせて、経営・運営状況の透明性の向上に積極的に取り組むよう指導していく。

なお、法令等の違反、運営費等の不正流用や利用者に対する極めて不適切なサービス提供などが明らかになった場合には、特別監査等を実施して厳正に対応するものとする。

このため、令和2年度における法人等の指導監査については、重点的、効率的に実施することを基本にして、次のとおり実施方針を定めるものとする。

#### 第1 基本方針

秋田県が所管する法人等の指導監査に当たっては、「秋田県社会福祉法人等指導 監査実施要綱(以下「要綱」という。)」に基づくもののほか、次の事項を基本と して、効果的かつ効率的に行うものとする。

なお、令和2年度の法人等指導監査実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から感染リスクが比較的低いと思われる法人本部等から順次指導監査を実施するものとし、今後の感染拡大の状況によっては指導監査

の実施延期や計画の変更等について検討するものとする。

#### 第2 指導監査の対象及び方法

#### 1 対象

- (1) 社会福祉法人(保育所のみ運営する法人及び社会福祉協議会を除く。)
- (2) 社会福祉施設(特別養護老人ホーム、助産施設及び保育所を除く。)

#### 2 方法

## (1) 一般監査

法人等に対する実地監査は、要綱の規定により定期的に実施しているところであるが、近年の監査体制等を考慮し、社会福祉施設(生活保護施設を除く。)については、4年に1回の頻度とし、その対象は別紙「指導監査計画」のとおりとする。

#### (2)特別監査

運営等に重大な問題を有する法人等に対しては、必要に応じて随時実施するものとする。

## 第3 指導監査の実施内容

#### 1 社会福祉法人

「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成29年4月27日付け厚生 労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の別添「指 導監査ガイドライン」に基づき、次の事項を重点に指導監査を行うものとする。

また、平成29年度から令和元年度までの3箇年で所管社会福祉法人に対する 指導監査が一巡したが、改正後の社会福祉法に基づく運営体制に不備がある法人 が認められたことから、本年度においても、社会福祉法の改正に対応する運営体 制に係る指導を重点的に行っていくこととする。

#### 【重点事項】

#### (1)組織運営

- ① 社会福祉法の改正に対応する体制づくりは適切に実施しているか。
- ② 評議員会及び理事会において、実質的な審議が行われているか。
- ③ 評議員及び理事が業務を適正に執行しているか。
- ④ 評議員・理事・監事は、要件を満たす者が適切な手続きにより選任されているか。また、その独立性が確保されているか。
- ⑤ 評議員・理事・監事の報酬等の支給基準が作成され、インターネットの利用 により公表されているか。

## (2) 人事管理

- ① 重要な職員(施設長等)の任免に当たっては、理事会の議決を経ているか。
- (3) 財務管理・会計管理
- ① 法人の資産、特に基本財産の管理運用は、安全、確実な方法で、定款の定め に従って適正に管理されているか。
- ② 会計、経理が会計基準省令、定款及び法人が定める経理規程に則り、牽制機能をもって適正に行われているか。

### (4) その他

- ① 法人の業務及び財務等に関する情報の開示が適正に行われているか。
- ② 苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。
- ③ 福祉サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

#### 2 社会福祉施設

国の指導監査に係る通知を参酌し、法令、通知等に根拠を有する、次の事項を 重点に指導監査を行うものとする。

#### 【重点事項】

- (1) 施設の運営管理体制
  - ① 防犯・安全管理に関する設備の整備及び点検、自然災害等非常時の情報収集・避難体制の確保等が行われているか。特に水害・土砂災害のおそれがある地域に立地している社会福祉施設については、避難確保計画の作成及び訓練が適切に行われているか。
  - ② 職員処遇が労働基準法等関係法令、通知に則して適正に行われているか。
- (2) 適切な利用者処遇の確保
  - ① 利用者処遇に当たって、個別処遇計画が適切な時期に見直しされているか。
  - ② 個人情報の取扱いが適切に行われているか。
  - ③ 利用者等からの相談や要望、苦情等に対して適切に対処しているか。
  - ④ 入所者等の人権の擁護、虐待の防止、身体的拘束の適正化に関する取組等のための必要な体制が整備されているか。

#### (3) 会計処理

- ① 会計責任者及び出納職員が置かれ、複数による内部牽制体制が確立されているか。
- ② 入所者預り金について、「入所者預り金取扱規程」に基づき、預金通帳保管者、印鑑保管者を別にするなど、内部牽制体制の確保に努めているか。

### 第4 監査事項及び着眼点

社会福祉法人については、「指導監査ガイドライン」のとおりとする。 社会福祉施設については、施設種別の社会福祉施設指導監査調書のとおりとする。

## 第5 指摘区分

監査結果の指摘区分については、文書指摘事項と口頭指摘事項とし、原則として次表のとおりとする。

指摘区分	指摘区分の基準
文書指摘事項	福祉関係法令、通知及び法人の定款等に抵触している事項で、
	文書で通知し、報告を求めるもの
口頭指摘事項	法人及び施設の適切な運営、利用者の適正な処遇等を確保す
	る上から指導する事項で、文書で通知するもの

社会福祉法人の指摘区分については「指導監査ガイドライン」による。

### (参考 指導監査ガイドライン)

実施要綱の5の(1)に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。

- (1) 監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないこと。
- (2) 指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わないこと。
- (3) 指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。
- (4) 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。

#### 第6 指導監査の日程

日程は、原則として1法人又は1施設につき各1日とする。

### 第7 指導監査の実施計画

別紙による。

(監査人注) 別紙→監査のスケジュール案を別途作成している。

4 指導監査の実施主体及び対象

指導監査の実施主体及び対象は別表1のとおりとする。

(参考:別表1の内容)

1 社会福祉法人(保育所のみを運営する法人を除く)

実施対象	実施主体	
県所管法人	本庁(福祉政策課)	

### 2 社会福祉施設

#### ① 老人福祉施設

実施対象	実施主体	
県所管施設	本庁(福祉政策課/長寿社会課)と地域振興局の共同実施	

#### ② 生活保護施設

実施対象	実施主体	
県所管施設	本庁(福祉政策課/地域・家庭福祉課)、一部の県所管施設につ	
	いては本庁と地域振興局の共同実施	

## ③ 婦人保護施設

実施対象	実施主体	
県内全施設	本庁(福祉政策課/地域・家庭福祉課)	

### ④ 児童福祉施設

実施対象	実施主体	
県所管施設	本庁(福祉政策課/障害福祉課/地域・家庭福祉課)、一部の県	
	所管施設については本庁と地域振興局の共同実施	

### ⑤ 障害者支援施設

実施対象	実施主体	
県内全施設	本庁(福祉政策課/障害福祉課)	

(注)介護保険施設については、秋田県介護保険施設等指導監査要綱及び秋田県介護保険施設等監査要綱による対応に委任する。助産施設については、医療法の病院、診療所又は助産所で行うものであることから、医療法に基づく対応に委任する。

3 保育所(保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを運営する法人を含む)

実施対象	実施主体		
県教育庁所管施設	教育庁(幼保推進課)		
県教育事務所所管施設	教育庁(幼保推進課)と教育事務所の共同実施		

#### 4 社会福祉協議会・共同募金会

実施対象	実施主体	
県社会福祉協議会	本庁(福祉政策課/地域・家庭福祉課)	
町村社会福祉協議会	本庁(福祉政策課/地域・家庭福祉課)と地域振興局の共同実施	
県共同募金会	本庁(福祉政策課/地域・家庭福祉課)	

(以下、省略)

## 5 指導監査の班編成

指導監査の班編成は次のとおりとする。

ただし、保育所、保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを運営する法人及び措置等の実施機関については、各担当課において班編成を行う。

区	分	県本庁実施	県本庁と地域振興局福祉環	地域振興局福祉環境部実施
			境部の共同実施	
班	長	福祉政策課	福祉政策課	地域振興局福祉環境部
		監査・授護班職員	監査・授護班職員	担当課長(班長)
		(注)		
班	員	所管課職員	所管課職員	地域振興局福祉環境部職員
			地域振興局福祉環境部職員	

(注) 千秋学園は、地域・家庭福祉課家庭福祉班職員が班長となる。

#### 6 指導監査の実施内容

#### (1) 指導監査の方法

① 指導監査は、原則としてすべての指導監査対象に対して、別表2の基準(1)により実地において、社会福祉法人・社会福祉施設は3箇年に1回、他の監査対象にあっては2年に1回実施するものとする。

なお、必要に応じて、経理事務等に関する現地での集合監査や集団指導を 行うなど、指導監査の効率的な実施方法を併用する。 ただし、別表2の基準(2)に該当する社会福祉法人等については、当該指導監査対象に対する実地による指導監査を4箇年または5箇年に1回、(3)に該当する社会福祉法人等については4箇年に1回とすることができる。

- ② 社会福祉法人等の運営等に問題を有するものについては、上記①の取り扱いによらず実地による指導監査を適宜実施する。
- ③ 特に、社会福祉法人等の運営等に重大な問題を有するものについては、必要に応じて随時特別指導監査を実施する。

## (2) 実施計画の策定

- ① 地域振興局福祉環境部(教育事務所)が実施することになっている指導監査の実施計画の策定にあたって、地域振興局福祉環境部(教育事務所)は、監査対象となっている社会福祉法人等のうち、県本庁と共同実施の必要があると認められる社会福祉法人等及び県本庁で実施することが適当と認められる社会福祉法人等について、年度当初に「指導監査計画書」を福祉政策課(幼保推進課)に提出するものとする。
- ② 上記計画書の提出をうけて、県本庁においては共同実施の必要があると認められる社会福祉法人等を選定して実施計画の調整を行う。
- ③ 指導監査の実施計画は、別表1に定める各実施主体が指導監査対象及び関係 各課の業務量を勘案して、年度当初に策定する。

#### (3) 指導監査実施の通知

- ① 指導監査実施主体は、あらかじめ、対象社会福祉法人等に対して実施期日・ 提出資料等の必要な事項を通知するものとする。
- ② 対象社会福祉法人等に対する指導監査実施通知等は別表1のとおりとする。

#### (4) 事前資料の提出

実施の通知の際には、別記2の指導監査資料(様式)を送付し、指導監査実施期日の2週間前までに実施主体あてに提出させるものとする。

#### (5) 指導監査の実施

- ① 指導監査の実施に当たっては、毎年度法人から提出される報告書類のほか上記(4)により提出された指導監査資料及び社会福祉法人等の備え付けている関係諸帳簿に基づき、社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書(別記3)に記録する。
- ② 指導監査終了後、班長が指導監査をした内容について講評を行い、改善を要

する事項について具体的に指示するものとする。

### (6) 指導監査事項の省略

社会福祉法人においては、次の事項に該当する場合に指導監査事項を省略する ことができるものとする。

① 社会福祉法(以下、「法」とする。)第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

- ② 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。
- ③ ①の会計監査及び②の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、社会福祉法人指導監査調書である「指導監査ガイドライン」の I 「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、効率的な実施に努めるものとする。

### (7) 指導監査実施後の処理

- ① 指導監査に出向いた職員は、終了後、速やかに指導監査結果の復命書を作成し、知事に報告する。なお、共同実施の場合、実施主体以外の職員は、復命後、概ね2週間以内に指導監査調書(指摘事項を含む)の写しを実施主体あてに送付するものとする。
- ② 前記(5)②の指示事項中、重要な事項については、文書(別紙様式2)により、指導監査終了後1か月以内を目途に指示し、文書指摘事項については報告を求めるものとする。

また、必要に応じて実地において改善状況を確認する。

③ ①の指導を行った事項について改善が図られないものと判断される等の場合における、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告(以下「改善勧告」という。)の実施、または、当該善勧告に従わなかった場合については、社会福祉法における社会福祉法人の取扱い同様、各法の定めに基づき、原則的に法人、施設等の所管課において対応するものとする。

なお、社会福祉法人における根拠等は次のとおりである。

(ア) 法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告(以下「改善勧告」という。)をする等必要な措置を講ずる。

なお、文書による改善勧告は(別紙様式3)、改善報告(別紙様式4) を参考とする。

- (イ) (ア) における勧告に従わなかったときは、社会福祉法第 56 条第 5 項の規定に基づき、その旨を公表する等所要の措置を講ずる。
- (ウ) 正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 56 条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をと るべき旨の命令(以下「改善命令」という。)をする等所要の措置を講ずる。
- ④ 地域振興局福祉環境部における実施結果については、別紙様式5により、福祉政策課あてに報告するものとする。

教育事務所における実施結果については、幼保推進課あてに報告するものとする。この場合において幼保推進課は実施結果をとりまとめの上、福祉政策課あて報告するものとする。

- ⑤ 指導監査の結果、指摘事項の是正改善状況等を把握し、問題点に応じた重点かつ継続的な指導に当たるため、指導改善状況管理台帳(別紙様式6)を作成するものとする。
- ⑥ ③における処理を行った場合は、④、⑤に基づき同様に処理するものとする。

#### 7 新設社会福祉法人等の指導監査の実施

新設の社会福祉法人に対しては、設立年度又は次年度の早期に指導監査を行うものとする。

#### 8 その他

県は、指導監査の結果について文書により指示した状況を、出来る限り利用者保 護の観点から開示する。

## ・指導監査の実施状況

県における法人指導監査の実績は以下のとおりである。

年度	平成 30 年	令和元年	令和2年	<u> </u>
法人数	21	19	15	55

令和2年度末時点で県の指導監査対象法人は55法人であり(包括外部監査実施現在(令和3年度)の対象法人は2法人増加の57法人)、「秋田県社会福祉法人指導監査実施要綱」の規定どおり、3年に1回の割合で全ての法人が監査を受けるローテーションとなっている。

なお、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」では、一定の要件(公認会計士等による外部監査又は内部統制・財務会計に関する事務処理体制の向上支援を受けていること等)に該当する社会福祉法人については、当該法人に対する実地による指導監査を4年または5年に1回とすることができると定められているが、現状、法人運営上のリスク等を勘案し、当該規定の適用はされていない。

#### (4) 教育·研修

県における、社会福祉法人の指導監督業務に関連して実施した職員研修の実績は、 以下のとおりである(直近おおむね3カ年程度の実績を記載)。

1 社会福祉法人指導監查担当職員研修会

主催:厚生労働省

時期:毎年5~6月頃

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

令和3年度は、オンラインによる会議の際に一部実施。

内容:・社会福祉法人指導監査実施要綱等に関する説明

・社会福祉法人会計に係る指導実務

受講状況:平成30年度 福祉政策課2人

令和元年度 福祉政策課 1 人 令和 3 年度 福祉政策課 2 人

2 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修

主催:国立保健医療科学院

時期:毎年5~6月頃

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

令和3年度は、オンラインで実施。

内容:・法人指導監査について (講義、意見交換等)

施設指導監査について(講義、意見交換等)

受講状況:平成30年度 福祉政策課1人、山本福祉環境部1人

令和元年度 秋田福祉環境部1人

令和3年度 受講なし

※当初、福祉環境部から参加の予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応で多忙のためキャンセル。

3 社会福祉法人指導監査東北ブロック連絡会議

主催:東北6県の都道府県、政令市、中核市で持ち回り

時期:毎年2月

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

令和3年度は、書面開催予定。

内容:・厚生労働省担当者による講義

(社会福祉法人の動向、指導監査ガイドラインに基づく監査の概要等)

・協議(課題の検討及び意見交換、並びに厚生労働省からの講評)

出席状況:每年、福祉政策課1人

#### 第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 1 実施した監査手続

### (1) 監査手続の概要

#### 1. 認可申請・施設整備等の審査

#### (計画された監査手続)

県の社会福祉法人に係る認可申請・施設整備等の審査に関する各種規定・審査書類等の文書の閲覧並びに所管部署に対する質問を実施し、その実施過程を理解するとともに、審査の実施において法令や所定の基準等を遵守するための内部けん制機能が確保されていることを確かめる。→4ページア

#### (実施した監査手続)

- ・「秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会設置要綱」 及び「秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会運営 要領」を閲覧し、県の認可申請・施設整備等の審査に関する規定の整備状況並 びに業務の全体像・実施過程を把握した。
- ・所管部署である福祉政策課に対してヒアリングを実施し、審査業務の全般的 な実施状況等を確認した。
- ・過去5期分(平成28年度~令和2年度)の審査会資料を閲覧し、審査に関する個別的な業務の実施状況等を確認した。

#### 2. 法定届出書類の提出状況

#### (計画された監査手続)

県の社会福祉法人に係る届出に関する業務手順・受理の状況について所管部署に対する質問を実施し、その実施過程を理解するとともに、財務諸表等電子開示システムの開示資料を閲覧して、法令等に準拠した届出が行われていることを確かめる。 $\rightarrow 4$  ページ イ

#### (実施した監査手続)

- ・所管部署である福祉政策課に対してヒアリングを実施し、審査業務の全般的 な実施状況等を確認した。
- ・県が所管する社会福祉法人を対象として、「財務諸表等電子開示システム (W

AMNET)」における県の所管法人の電子開示資料を閲覧し、社会福祉法や厚生労働省の通知等に照らした届出書類の網羅性並びに情報内容の十分性について確認した。

### 3. 指導監査の実施体制

#### (計画された監査手続)

県の社会福祉法人に対する指導監査に関する各種規定・マニュアル等の文書の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、県における指導監査の実施体制が、十分な人員・時間等の確保や監査品質の維持・向上などにより、適切に構築されていることを確かめる。→4ページウ

### (実施した監査手続)

- ・「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」並びに別記資料「指導監査ガイドライン」等を閲覧し、指導監査に関する各種規定・マニュアル等の整備状況並びに業務の全体像・実施体制を把握した。
- ・所管部署である福祉政策課並びに幼保推進課に対してヒアリングを実施し、 指導監査業務の全般的な実施状況等を確認した。

#### 4. 指導監査の実施過程

## (計画された監査手続)

県の指導監査に関する監査計画・指導指針・実施過程等の文書の閲覧並びに 監査部署に対する質問を実施し、県の指導監査が、法令や所定の基準等に則り、 統一された方針のもとで効率的かつ有効に実施されていることを確かめる。→ 4ページ エ

#### (実施した監査手続)

- ・「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」の別記資料「実施方針」等を閲覧 し、指導監査に関する監査計画・指導指針等の整備状況を把握した。
- ・所管部署である福祉政策課並びに幼保推進課に対してヒアリングを実施し、 指導監査業務の全般的な実施状況等を確認した。
- ・県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の 監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認した。
- ・上記の監査調書の閲覧結果を踏まえ、指導監査の実施過程について、各監査 担当部署へ質問を実施し、不明点等について確認した。

・「財務諸表等電子開示システム(WAMNET)」における県の所管法人の電 子開示資料を閲覧し、法人監査時資料との整合性や社会福祉法の規定に準拠 した情報開示が行われているか等を確認した。

## 5. 監査対象法人の改善状況

### (計画された監査手続)

県の指導監査に関する実施結果・前回指摘事項に関する改善状況の確認結果等の文書の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、監査対象の社会福祉法人において是正改善を要する事項が認められた場合に、当該法人に対し適切な指導を行うとともに、是正改善状況の確認まで行っていることを確かめる。→4ページオ

## (実施した監査手続)

- ・所管部署である福祉政策課並びに幼保推進課に対してヒアリングを実施し、 指導監査業務の全般的な実施状況等を確認した。
- ・県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の 監査調書を閲覧し、指導監査の実施結果及び指導助言の実施状況を確認した。
- ・上記の監査調書の閲覧結果を踏まえ、指導監査の実施結果及び指導助言の実施状況について、各監査担当部署へ質問を実施し、不明点等について確認した

## 6. 指導監査の実施状況の開示

## (計画された監査手続)

県のホームページ等の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、県の指導 監査に関する実施方針・実施結果等の県民への開示体制及びその実施状況を理 解するとともに、当該開示が、利用者の立場に立ったサービスの提供に資する という観点から適切に実施されていることを確かめる。→5ページ カ

## (実施した監査手続)

- ・「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」を閲覧し、県の指導監査に関する 実施方針・実施結果等についての開示方針を把握した。
- ・所管部署である福祉政策課並びに幼保推進課に対してヒアリングを実施し、 県の指導監査に関する実施方針・実施結果等についての開示体制を把握した。
- ・県のホームページを閲覧し、県の指導監査に関する実施方針・実施結果等の開

示の実施状況を把握するとともに、他の自治体での開示の実施状況と比較検討した。

# (2) 監査調書を閲覧した指導監査対象法人の一覧

No.	法人名	所在地	監査年度
1	秋田県社会福祉事業団	秋田市	令和2年度
2	秋田県社会福祉協議会	秋田市	平成 30 年度
3	小坂町社会福祉協議会	小坂町	平成 30 年度
4	上小阿仁村社会福祉協議会	上小阿仁村	平成 30 年度
5	藤里町社会福祉協議会	藤里町	平成 30 年度
6	八峰町社会福祉協議会	八峰町	平成 30 年度
7	三種町社会福祉協議会	三種町	令和元年度
8	五城目町社会福祉協議会	五城目町	平成 30 年度
9	八郎潟町社会福祉協議会	八郎潟町	平成 30 年度
10	井川町社会福祉協議会	井川町	令和2年度
11	大潟村社会福祉協議会	大潟村	令和元年度
12	美郷町社会福祉協議会	美郷町	令和元年度
13	羽後町社会福祉協議会	羽後町	令和2年度
14	東成瀬村社会福祉協議会	東成瀬村	令和元年度
15	秋田県母子寡婦福祉連合会	秋田市	令和元年度
16	秋田県身体障害者福祉協会	秋田市	令和2年度
17	秋田県共同募金会	秋田市	令和元年度
18	花輪ふくし会	鹿角市	令和元年度
19	小坂ふくし会	小坂町	令和元年度
20	秋田県民生協会	北秋田市	平成 30 年度
21	秋田虹の会	藤里町	平成 30 年度
22	八森峰浜ふくし会	八峰町	平成 30 年度
23	山本更生会	三種町	令和2年度
24	琴丘ふくし会	三種町	令和元年度
25	八竜山本ふくし会	三種町	平成 30 年度
26	双山会	三種町	令和元年度
27	縄文の杜	三種町	平成 30 年度
28	えびす会	秋田市	令和元年度
29	秋田県厚生協会	秋田市	平成 30 年度

30	グリーンローズ	秋田市	平成 30 年度
31	感恩講	秋田市	令和元年度
32	幸泉会	男鹿市	平成 30 年度
33	正和会	潟上市	平成 30 年度
34	五城目やまゆり会	五城目町	令和2年度
35	南秋福祉会	八郎潟町	平成 30 年度
36	榮寿苑福祉会	八郎潟町	令和2年度
37	井川町福祉会	井川町	平成 30 年度
38	中央会	由利本荘市	令和元年度
39	久盛会	由利本荘市	平成 30 年度
40	県南ふくし会	大仙市	令和元年度
41	水交会	大仙市	令和2年度
42	六郷仙南福祉会	美郷町	令和2年度
43	慈泉会	美郷町	令和元年度
44	ひらか福祉会	横手市	令和2年度
45	横手福寿会	横手市	平成 30 年度
46	雄勝なごみ会	湯沢市	令和元年度
47	羽後町福祉会	羽後町	令和元年度
48	六縁会	羽後町	令和元年度
49	五輪坂秋峰会	羽後町	令和2年度
50	友遊会	秋田市	令和2年度
51	山王平成会	秋田市	令和2年度
52	風の遊育舎	秋田市	令和2年度
53	翼友会	秋田市	令和2年度
54	こばと会	小坂町	令和元年度
55	明和会	能代市	平成 30 年度

## (3)「2 監査結果について」の記載に関する留意事項

本監査は、包括外部監査として県に対して実施しているものであり、所轄の対象とはいえ県とは別個の存在である社会福祉法人及び社会福祉施設に対して直接監査を実施するものではない。本監査の手続においては、県が所管する社会福祉法人等に対しては、直接に質問や資料閲覧といった手続の実施を要請せず、県が行った指導監査の実施過程及び結果について、その記録である監査調書やインターネットでの公開情報を主な基礎として監査手続を実施し、指導監査の過程で県が知り得た当該法人等の情報を我々監査人も入手し確認している。

したがって、本監査において我々監査人が入手し把握した県の指導監査対象法 人の情報は必ずしも網羅性・完全性が保証されるものではなく、我々の指摘事項 や意見における事実・所見事項も、県が指導監査時等において入手・把握した情報 を正として記載している。

また、県の指導監査においては、監査対象法人が法に基づき又は自主的に公開している情報を除き、法人内部の機密情報を対象として実施されることになるため、県は当該法人に対し、指導監査の過程で知り得た機密情報を不必要に外部に漏らすことのないよう一定の守秘義務を有しているものと解される。

よって、本監査においても、我々監査人が知り得た事例については、できる限り どの法人に関するものであるか特定できないように配慮し、個々の事例について 法人名や具体的な記載を避けるようにしている。

## 2 監査結果について

## (1) 指摘事項

### 【指摘事項1】

財務書類の不備に対する指導について

### (事実)

県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算関係書類(資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表並びに注記事項、及び附属明細書)や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない開示を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。

しかし、今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調書及び県の 所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー(基本的 に計算関係書類の閲覧のみ)を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったもの がないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項と するか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において多数認められ た。

もちろん、過年度の指摘事項の中には、財務書類についての作成誤謬や会計基準に準拠しない表示に関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。

上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、 以下のとおりである。

- ・作成すべき財務書類が一部作成されていない (拠点区分別の書類など)
- ・財務書類間の不整合(貸借対照表と附属明細書の記載内容のうち本来一致 すべき項目が一致していないなど)
- ・会計基準上、記載が必須とされている注記事項が、一部記載されていない
- ・注記事項における金額が、本表と一致しない(貸借対照表の項目の注記事項に係る金額が、同表残高と一致しないなど)
- ・不適切な勘定科目の使用(同じ名称の科目が重複している、会計基準に準拠しない名称の使用など)
- ・資金収支計算書の予算欄に金額が記載されていない
- ・会計基準で規定されたものより過剰に詳細な区分で表示している
- ・その他、記載漏れや計算誤り等の誤謬

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近(令和2年度)の開示財務書類においても不備が修正されていない。 (所見)

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

((原則として) 文書指摘とされているケースの例)

- ・作成すべき計算関係書類が作成されていない場合
- ・計算関係書類の様式が会計基準に準拠していない場合
- ・注記事項について計算関係書類の金額と一致しない場合
- ・把握された注記事項が注記されていない場合
- ・附属明細書について計算関係書類の金額と一致していない場合

(「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成)

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感(すぐに修正対応可能であるなど)を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、財務書類の開示の適切性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査 (会計監査人監査)を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないことが多く、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の財務内容の適切な開示は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない情報が開示されるように法人を指導監督していくべきである。

## 【指摘事項2】

社会福祉法第 59 条に規定された書類の公表に関する不備に対する指導について

### (事実)

社会福祉法第59条において、社会福祉法人は、以下の書類を所轄庁へ届け出なければならないとされている。

- ・計算関係書類(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第四十五条の二十八第二項の規定(会計監査人監査)の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。)
- 財産目録
- ・役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿)
- ・報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及 び退職手当)の支給の基準を記載した書類
- ・事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類(現況報告書等)

また、社会福祉法第59条の2 (及び同施行規則第10条3項) において、社会福祉法人は、以下の書類をインターネット等を通じて遅滞なく公表しなければならないとされている。

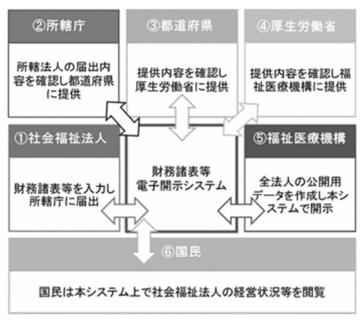
- 定款
- ・上記の計算関係書類のうち、法人単位資金収支計算書・同事業活動計算書・ 同貸借対照表・同注記事項
- 役員等名簿
- ・報酬等の支給の基準を記載した書類
- 現況報告書
- ・社会福祉充実計画等(作成している場合のみ)

インターネット等を通じて公表すべきとされる書類については、所轄庁への届出に当たって「財務諸表等電子開示システム(WAMNET)」を利用し、電子データで届出が行われ、当該データが同システムを通じてインターネット上で閲覧に供されることになる。本システムは、社会福祉法人の運営の透明性を確保すること等を目的に、法人の運営状況及び財務状況に係る情報について、①一覧性・検索性を持たせたシステムを構築し、国民に情報提供できる体制を整備すること、②社会福祉法人が所轄庁へ届出を行う現況報告書、財務諸表等の様式作成を支援し、届出の電子化を推進することにより法人の事務負担を軽減することを主な目的と

して、独立行政法人福祉医療機構において構築したシステムであり、独立行政法 人福祉医療機構のホームページ上で、「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」と して開示され、一般の閲覧に供されている。

(参考 URL: https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do)

したがって、インターネット等を通じて公表すべきとされる書類のうち、社会 福祉法第59条に規定の届出書類と重複しているものについては、本システムでの 提出が所轄庁への届出と同義であるということになる。



(厚生労働省HPより)

県の所管部署へヒアリングしたところ、所轄庁に対する届出書類については、 毎会計年度終了後、原則として期末日以後3か月以内(6月末まで)に届出される ことになっており、その際、届出に漏れがないか、提出書類が適正かの確認を行っ ているとの回答を得た。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人(全 57 法人)の本システム上での開示書類(令和 3 年度公表=令和 2 年度決算分)を閲覧した結果、監査実施時点において、一部の法人で以下のような不備が認められた。

書類	法人数	主な不備の内容
計算関係書類 (注記事項)	3	・法人単位の注記事項を開示すべきと
		ころ、施設(拠点区分)単位の注記事
		項が開示されている

		<ul><li>・中身が全く無関係のファイルが開示 されている</li></ul>
報酬等の支給基準	10	・支給基準が公表されていない

## (所見)

上記のとおり、「財務諸表等電子開示システム(WAMNET)」での開示書類は、所轄庁である県への届出書類と同義であることから、不備のある書類が開示されている、または開示されるべき書類が開示されていない状況は是正するよう、該当法人に対し速やかに指導すべきである。

また、これらの書類は原則として期末日以後3か月以内(6月末まで)に届出されることとされているのであるから、県の所管部署等は開示書類に漏れがないか、開示書類の内容が適切なものであるか等の確認を届出時に確実に行うとともに、不備がある場合は再提出を促す等の対策を講じるべきである。

## 【指摘事項3】

社会福祉法人会計基準の適用誤りに対する指導について

### (事実)

県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算係 書類や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠し ない会計処理を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととし ている。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管法人が開示しているこれらの 計算関係書類等につき監査チームが簡易的なレビュー(基本的に計算関係書類の 閲覧のみ)を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検 証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべき であったと思われる事項が複数の法人において認められた。

もちろん、過年度の指摘事項の中には、会計処理に係る誤謬や社会福祉法人会計基準の適用誤りに関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。

上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、 以下の通りである。

- ・引当金(賞与引当金、徴収不能引当金等)の要件を充足すると思われるにもかかわらず引当金が計上されていない、または計上の要否が検討されていない
- ・退職給付引当金につき簡便法を適用する場合の、引当金と引当資産の残高 の不一致(本来、一致すべきものである)
- ・積立金と積立資産の残高の不一致(本来、一致すべきものである)

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近(令和2年度)の計算関係書類等においても不備が修正されていない。

### (所見)

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

(文書指摘とされているケースの例)

・積立金と同額の積立資産が計上されていない場合

・指摘基準を記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない(問題を隠す等)ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に 則さない会計処理(会計処理の誤りを含む)により計算書類の内容に重大 な影響を与えた場合

(「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成)

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感(すぐに修正対応可能であるなど)を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、社会福祉法人会計基準の準拠性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

特に積立資産(引当資産)の残高が積立金(退職給付引当金)を下回っているケースの場合、本来、特定の目的において積立されているべき資金が何らかの理由によって不足していることになるわけであるから(一般的には、積立資産・引当資産は定期預金の形でその目的の財源として確保しておくことが多い)、その状況に至った経緯や資産の保全が適切かも含めて、法人運営の妥当性の観点からも踏み込んだ指導が必要となる可能性がある。

また、逆に実際に存在している資産の価額にあわせて積立金残高を修正するとするなら、その分当該法人の純資産(正味の財産)が過大であったということを意味し、例えば実態に合わせた修正に伴って債務超過又はそれに近い水準まで悪化することで法人の財務安全性の実態が浮き彫りになる可能性もあるため、財務内容への影響まで踏まえた検討が必要である。

会計上の引当金については、社会福祉法人会計基準でその計上に関するルールが定められているが、税務上の必須項目ではなく、当該法人に税務会計事務所が入っていても見落とされることがあるため、引当金の未計上は発生しやすい誤りである。したがって、計上されていない場合において本当に計上不要かどうかは、引当金の要件に照らして注意して確認する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査(会計監査人監査)を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないとされており、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を

受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督していくべきである。

### (2) 監査の結果に添えて提出する意見

## 【意見1】

指導監査の実施に関する情報公開について

### (事実)

「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」8には、「県は、指導監査の結果について文書により指示した状況を、出来る限り利用者保護の観点から開示する。」と規定されている。

上記要綱は、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に準拠して策定されており、同要綱5 (7)において、「指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましい。」とされていることも踏まえたものであると解される。

他自治体の状況をみると、ホームページ等において指導監査の実施方針や実施 結果の開示を積極的に行っているところが多いように見受けられる。例えば、東 北地方の他県の状況は、以下のようになっている。

自治体名	主な開示内容	URL		
青森県	指導監査実施要綱、監査結	https://www.pref.aomori.lg.jp/		
	果の統計 (項目別指摘件数	soshiki/kenko/kkenkofu		
	等)	/kansa.html		
岩手県	指導監査実施要綱、指導監	https://www.pref.iwate.jp/		
	査実施方針、福祉サービス	kurashikankyou/fukushi		
	第三者評価結果	/houjinshidou/index.html		
宮城県	指導監査実施結果(実施件	https://www.pref.miyagi.jp/		
	数、指摘件数、改善状況)	soshiki/syahuku/shidokansa.html		
山形県	該当なし	_		
福島県	指導要綱、指導方針、実施	https://www.pref.fukushima.lg.jp/		
	結果(具体的な指摘・指導	sec/21025b/		
	内容)			

しかし、県のホームページ等を見てみると、県の要綱で定められた指導監査の 実施結果について文書により指示した状況等の開示は特段行っていないのが現状 である。

この点について、指導監査の実施結果を開示していない理由を監査部署にヒア リングしたところ、改善勧告に関して改善されない場合は公表するという規定を 置いている以上、係る状況以外で法人の内部状況を公表するのは、監査における 守秘義務に照らして難しく、情報公開に対しては慎重に考えているとの意見で あった。

## (所見)

社会福祉法人の運営に関する内部情報は、法令等によって開示すべきこととされている一定の事項(財務内容、事業計画、理事の報酬等)を除き、本来は機密事項であり、県の監査といえども、その過程において知り得た情報をみだりに公開することは避けなければならない。とはいえ、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」にあるとおり、指導監査を通じて、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することも社会福祉法人制度改革の趣旨・目的に合致するものであり、指導監査の実施結果から、社会福祉法人・施設を利用する県民が、直接または間接に有用な情報(法人・施設でどのような問題が生じているか、それに対して改善の取組が行われているか、法人・施設が公表している情報に信頼性があるか、等)を受け取ることができる機会が十分ありえるのであるから、現状のように指導監査の実施状況を全く開示していないのは過度に慎重な姿勢であると考えられる。

したがって、県としては実施可能かつ合理的な範囲で「秋田県社会福祉法人等 指導監査実施要綱」の規定に沿った対応を検討するのが望ましい。

具体的には、例えば以下のような対応が考えられる。

- ・指摘事項の項目別に時系列の指摘件数等の統計情報を開示する
- ・法人名等を特定せずに、よくある指摘事例等を開示する
- ・指摘事項に対する改善状況の情報を開示する 等

また、通常は法人等が特定されないような形で開示するとしても、情報公開条例等に基づく開示請求があった場合に備え、監査の実施過程や結果についての記録を整理し、適切な形で保管しておくことも求められる。

## 【意見2】

財務会計面の管理が弱い法人に対する指導について

### (事実)

今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調書及び県の所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー(基本的に計算関係書類の閲覧のみ)を行ったところ、【指摘事項】1及び3に記載のとおり、多くの法人において会計基準の理解が不十分であると思われることによる誤りや計算関係書類の作成誤りが放置されている状況が見受けられた。これらについては、法人本部における人的リソースに限界があることや、社会福祉法人会計制度に対する知識・習熟度が十分でない法人が少なくないところに原因があるものと推察される。

県の指導監査ガイドラインは厚生労働省が公表しているガイドラインに準拠して策定されており、当該ガイドラインでは財務会計に関する領域は重要な指導範囲として設定されている。また県の監査担当部署へのヒアリングによれば、法人指導監査の現場においても、上記ガイドラインのチェック項目に準拠して、財務会計の領域について十分な監査時間を投入しているとのことである。

しかし、今般の包括外部監査において、県の法人指導監査結果を平成30年度から令和2年度までの3年分閲覧したところ、文書または口頭での指摘事項のうち、会計基準の適用や計算関係書類の作成・開示に関する指摘事項の数は20件超に留まり、指摘件数全体に占める割合は約5%であった。この結果から、県の指導監査での指摘事項のうち、会計基準や財務書類等の情報開示に関連する指摘は現状それほど多くなく、財務会計面のガバナンスが弱い法人が多い現状に鑑みれば、県の指導によって改善しうる余地がまだまだ大きいように見受けられる。

### (所見)

社会福祉法人制度の改革案を検討した「社会福祉法人制度の在り方について」(社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年7月4日)では、社会福祉法人が作成している財務書類の中には基本的な誤りが多く存在するが、財務書類は法人の経営動向を明らかにする基礎的資料であるから、当然正確なものでなければならないという認識のもと、財務に係る指導監査については公認会計士等による外部監査の活用を積極的に図るなどの見直しを検討するべきであるとの提言が行われ、平成28年改正社会福祉法において、一定規模以上の法人への会計監査人が導入される契機となった。また、これに伴い、指導監査においては、外部監査の受検又は専門家による支援を受けている法人に対する監査頻度の長期化・監査項目の重点化や、厚生労働省「指導監査ガイドライン」の設定において、法人に対し行政が関与すべき

範囲を明確化するなど、外部監査等の積極的な活用によって指導監査との役割分担をする方向性が示されることとなった。

しかし、現状、県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査(会計監査人監査)を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、多くの法人にとっては、未だ所轄庁による指導監査以外の外部チェック機能が存在しないのが実情である。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、所轄庁である県がその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督することが望ましい。

また、社会福祉法人の顧問税理士は税務申告のための専門家であって、社会福祉法人に要求されている財務報告制度はこれと異なる領域にあるため、社会福祉法人会計基準のルールであっても税務上の対応が必要でない事項については、税務専門家がこれを指導改善する義務はないことから、税務会計事務所が入っているからといって必ずしも社会福祉法人における財務報告のレベルアップに寄与するとは限らない。よって、社会福祉法人制度に明るい会計専門家による支援(財務報告に関する内部統制・事務処理体制の向上支援)を受けているか、財務担当者が社会福祉法人会計基準等の外部研修を定期的に受講しているかなどを指導監査時に確認し、財務会計面の誤りが多い、又は同じような誤りを繰り返す法人については、これらを活用することを積極的に推奨する方向での助言指導を併せて検討することが望ましい。

特に、専門家による支援については、平成29年4月27日の厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援について」にあるように、本来は指導監査における周期の延長等を認めるかどうかの確認事項としての位置づけがメインではあるものの、それを認めるか否かに関わらず、当該支援を受けることは社会福祉法人制度において適切な財務報告を担保する面から有意義であると考えられる。

### 【意見3】

経営課題に対する取組や経営責任の意識が弱い法人に対する指導について

## (事実)

今般の包括外部監査において、県の法人指導監査結果を平成30年度から令和2年度までの3年分閲覧したところ、文書または口頭での指摘事項のうち、理事会や評議員会の運営に関する瑕疵を要因とする指摘事項の数は約220件あり、指摘件数全体に占める割合は6割超であった。

また、県が実施した指導監査の調書の閲覧、並びに監査担当部署へのヒアリングによると、理事会における理事相互間のけん制が十分発揮されなかったり、理事や評議員個々人の法人運営へのコミットメントが弱い場合は、結果として理事会や評議員会が形式的になりやすい傾向が見て取れる。

### (所見)

法人理事者の意識については、外部から改善を促すのは困難であり、特に行政側からできる指導には権限上も手法としても限界があることは理解できる。とはいえ、不適切な資金流出などの経営不正の発生や、放漫経営による財務内容の悪化などのリスクは、係る経営ガバナンスが弱い法人ほど高い傾向があることは自明であり、リスクの高い法人に対してはより指導的機能の発揮が期待される。

県の指導監査ガイドラインによれば、法人の意思決定に当たって最低限の形式 要件が具備されている場合は指導の対象とならない場合がある。これは、社会福祉法人制度改革において行政の関与のあり方が見直され、社会福祉法人への指導 監督において、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査 等を行うとともに、専門性を要する分野等においては会計監査人等の専門家を積極的に活用することで全体として指導監督の機能強化を図るとする方針のもと、 法人運営の具体的な部分は法人の自律性を尊重するとする制度趣旨に基づくもの であると考えられる。

とはいえ、【意見2】でも述べたとおり、多くの法人において未だ所轄庁による 指導監督以外の外部チェック機能が存在しないのが実情である。係る現状に鑑み れば、望ましい在り方としては、所轄庁である県が、指導監査における規制の形式 的な遵守の確認に留まらない方法で、指導的機能を発揮することである。

例えば、社会福祉法第59条に基づき提出を受けた書類を確認する際などに、法人所管部署において法人理事者と定期的なコミュニケーションをとるなどの方法で、法人の中長期の経営戦略・年度事業計画・予算統制・固定資産の投資計画など具体的な計数ベースでリスク管理等ができているか、過去の一時点の健全性の確認だけでなく将来に向けた健全性が確保されているか、等をモニタリングし、サ

ポートの機会を設けるなど、経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見・改善提案することが考えられる。

他自治体の事例としては、例えば、兵庫県においては、財務分析の手法を用いて 定期的なモニタリングを行うことで、法人に対する有効な改善方策の提案を行う 仕組みを構築しており、参考になると思われる(下記参照)。

#### 参考: 兵庫県の事例

#### 8 経営に課題を抱える社会福祉法人への対応

#### 【法令等の規定】

 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営 していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない。(法第25条)

経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見し、改善を指導するため、本庁 は、社会福祉法人から提出された財務諸表、監査チェックリストにおける財務分 析シート等を活用し、次のとおり社会福祉法人の経営状況の調査、分析、改善方 策の検討等を行うものとする。

#### (1) 第一次分析(簡易分析)

社会福祉法人から提出された財務諸表により、経営指標の数値に悪化が認め られる法人を抽出する。

#### (2) 第二次分析 (詳細分析)

第一次分析において経営課題を有すると認められる社会福祉法人にかかる 詳細な分析業務を監査法人等に委託する。

## ア 主な業務内容

当該社会福祉法人に対し、必要な資料等の提出を求めると共に、必要に応 じ実地調査等を行い、経営課題を生じている主な原因を調査、分析し、その 有効な改善方策を提案する。

#### イ 調査分析結果の報告

委託を受けた監査法人等は、アの調査、分析結果について、報告書を作成 し、本庁及び県民局等に対して、当該社会福祉法人の経営改善へ向けた有効 な改善方策率を提案する。

### (3) 社会福祉法人経営等審査会における指導方針の検討

第二次分析の結果、特に深刻な経営課題を有し、早急に経営面(経営組織の ガバナンス面を含む。)での指導が必要と認められる社会福祉法人については、 別に定める公認会計士、弁護士等で構成する「社会福祉法人経営等審査会」に おける経営改善方策等の検討、提言を踏まえ、指導を行うものとする。

(出典:「兵庫県が所管する社会福祉法人に関する指導方針」兵庫県健康福祉部)

### 【意見4】

実施した監査手続に関する記録及び保管について

## (事実)

「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」6指導監査の実施内容(5)指導監査の実施①においては、「指導監査の実施に当たっては、(中略)社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書(別記3)に記録する。」と規定されている。また、指導監査調書(別記3)は、法人監査及び施設監査についてひな形が策定されており、法人監査については、以下のとおり、左側に厚生労働省の「指導監査ガイドライン」に準拠した監査項目・チェックポイントごとに監査の着眼点・確認事項等の指針が記載され、右側に実際の指導監査でのヒアリング結果等をメモ書きするような形式となっている。つまり、県の「法人監査指導ガイドライン」と具体的な調査結果の記録としての監査調書が一体となった様式になっている。

### 指導監査調書サンプル

#8-	監査事項。 使○○発・	チェックポイントー	图明点,指挥图案、输行者指示	文書 指揮	
一〇連入	2	e e	〇口は人の原発制行は、社会基础法関係法令、連切、定款及び法人で定めた各場内が連接(以下)内	毎日	e e
ER	_	·	節性程例」という。) に基づき、理事会の決定を経て、理事品をにより行われるものである。そ	-	
			して、油田業務教行に対する法人内部の重新の代理みとして、活会上、理事会による理事長年の		
			教養及び漢文・解制、訓練表会による文章文英・計算書籍のの条節及が理事の選任・報任、教育		
			による理事の勤務の条件の報道、会計報道人による会計報道等が定められている。と		
			〇二指導を含らに違たっては、そのような意味の仕組入が過去に運営されているかどうかを確		
			<b>遊するため、ガイドラインに宝める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必</b>		
			買と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内閣境理等の違反が発		
			受けられた場合の油部法人に対して行う指揮については、次のとおりとする。~		
			<ul> <li>ロガイドラインに定める指揮要素に認当しない内側規模等の建反があった場合には、運動と</li> </ul>		
			して、協議の節機様等の連絡の象面を果める口持指機によること。。		
			<ul><li>□上記にかかわらず、最大な連載や基もに集団が必要であって、口頭を横によることでは表</li></ul>		
			正が見込まれない場合等は人運営の建立を確保するために必要と判断する場合文書指摘によ		
			ることができること、×		
			○□内御機模が退る、連知者しくは党教に建反する場合交往函数機模が退人の実情に抑していない		
			場合で、油部機構の実施により最高が可能な場合には、油部機構の実施のための連切を降落を行		
			うこととする。。		
			○○指揮に出たっては、連長の内容及がその提携を明確にした上で行うこととする。↓		
- CX	TORRE, MARKE	○□定数の必要的記載事項	《幕壁光》/	42	ø.
R-P	い、必要事項が記載されて	(高男 21 高男 1 用) が事実に	〇〇法人の定数については、中成 20 年改正法の幾行に伴い、前可通知について、法人の自主性を		
	U-564. ×	思するものとなっていない	尊重する観光から、別紙ミが「定款簿別」から「定款例」へと欲められ、法人の定款に記載され		
	et .	b. =	ることが一般的に多いと思われる事項についての定款の定の方の一個となり、定款例の文章の全		
	法第 11 展集 1 項。	<i>u</i>	てに流入が拘束されるものではなくなったことに望着する必要がある。×		
	4	of an analysis of	〇〇を派人の定款に記載された必要の記載を用については、事実に反するものでないかの確認をす		
			る。なお、相対的記載等項及び任業的記載等項については、必要に応じ、事実に反するものでな		
			いかの確認をする。。		
			〇〇変数の必要的記載事項に対法第 回 直第 1 時春号に続ける事時号が認識 し、協認事項の全て を		
			定数に記載する必要があり、その一つでも記載が欠けると、由額定数の処力が生じないことに替		
			東する出現がある。		
			<連第31前第1項券等に施げる事項>::		
			报的〈集1号〉、后的〈集2号〉、社会福祉事業式機関(集2号)、事務所式所収物(集4号)、		
			評議員及び評議員会に関する事項(第8号)、役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の定数		
			その他役員に関する事項(第6号)、理事会に関する事項(第7号)、会別監査人に関する事項		
			(会計整定人を設置する場合に限る。第8号)、安康に関する事項(第9号)、会計に関する事		
			· 清(第 10 号)、公会事実の確認(公会事実を行う場合に限る。第 11 号)、収益事業の確認(収		
			温事業を行う場合に終る。第12号)興歌に関する事項 (第12号)、定款の変更に関する事項(第		

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を 対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認した ところ、一部の監査実施部署においては、要綱の様式(指導監査調書(別記3))を そのまま用いず、異なった様式の調書が使用されている状況が認められた。これ は、当該部署において監査ガイドラインが更新されていることに気づかず、過年 度のものをそのまま使用していたことによるものである。

また、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」や指導監査調書においては、 現状、調書の記載方法について特段の方針や記載例などは示されておらず、担当 者に一任されているように見受けられる。

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を 対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認した ところ、監査調書の記載事項について以下のような傾向が認められた。

- ・要綱では、「社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、 指導監査調書に記録する」とされているが、実際の運用としては、調査結果を記録した文書というよりは、実施した手続の網羅性を確認するチェックリストのような使い方をしているように見受けられた。具体的には、一部の例外を除き、ガイドラインが要求している確認事項に対応して、何を閲覧し、どのような回答を得たのか、手続の結果、どのような問題点があったのかなかったのか、問題点に対してどのような指導をしたのか、指摘事項にならないレベルの助言は行ったのかどうか、指摘事項とするかどうかの判断基準は何か、等の記録が十分残っておらず、事後的に調書を閲覧しても指導監査の実施状況を再現できないケースが認められた。
- ・監査調書を見ると、監査年度や担当によって記録された情報の範囲・深度 が異なり、統一性がない。事後的に見て当時の現場の状況がわかりにく く、引継ぎ資料としては必ずしも十分ではないように見受けられる。

さらに、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」や指導監査調書においては、 監査対象法人ごとの指導監査資料として整理保管すべき書類の範囲について特段 の定めは示されていない。ただし、要綱や指導監査調書において入手または作成 すべきものと規定されている資料を列挙すると以下のとおりであり、原則として、 これらの資料は監査資料として整理保管されることになるものと解される。

### (監査資料の範囲)

- ・指導監査担当部署があらかじめ対象社会福祉法人等に対して通知した実施 期日・提出資料等の必要な事項を記載した通知書の控え
- ・指導監査担当部署があらかじめ対象社会福祉法人等に対して指導監査実施 期日の2週間前までに提出を要請し入手した、法人等の概要や帳簿等の整 備状況を記載した資料
- ・社会福祉法人等の内部文書・帳簿・決算書類等のうち、監査手続上、入手 が必要と監査部署が判断した資料

- ・文書または口頭による「改善を要する事項」(指摘事項)の通知文書控え及び文書指摘事項に対する法人等からの改善報告(改善が認められない場合は改善勧告の通知文書控え及びそれに対する改善報告)
- ・上記の指摘事項の顛末に関する管理台帳(指導改善状況管理台帳)
- ・知事への指導監査実施報告書(復命書)
- ・その他、指導監査において記録・保存が必要と認められる資料

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、基本的には上記の範囲の資料について簿冊として整理保管しているものの、事前に監査対象法人へ提出を依頼した資料の一部が簿冊に綴じこまれていないケースが散見されたり、「指導改善状況管理台帳」が綴られておらず、前回監査において指摘した項目についてどのように改善状況を点検したのかが確認できなかった事例が複数認められた。これらの傾向は監査年度や監査担当部署によって差異があり、取扱いが不統一である印象を受けた。

## (所見)

社会福祉法人の指導監査は、法令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国または都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、国または都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令で特に定めるもの、すなわち「法定受託事務」(地方自治法第2条第9項)である。したがって、指導監査における監査調書は、行政文書としての位置づけを有するものと解される。

行政文書は「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」作成される文書として規定されており(公文書管理法第4条)、秋田県行政文書管理規則においても、「職員は、県がその諸活動を説明する責務を有することを認識し、常に行政文書の所在を明確にする等行政文書を適正に管理しなければならない。」(同規則第3条)と定められている。すなわち、監査調書は、指導監査事務に関する実施過程や結果を「合理的に跡付け、又は検証することができる」形で作成されるとともに、「その諸活動を説明する責務を有することを認識し、適正に管理」されるべき文書であると言える。

また、例えば、監査の専門家である公認会計士業界においては、監査調書は「監査人の総括的な目的の達成に関する監査人の結論についての基礎」であり、かつ「一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等に準拠して監査

計画を策定し監査を実施した」という証拠として作成されるものである(日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 230「監査調書」)。これを県の包括外部監査に準用し照らし合わせれば、指導監査調書は、県知事並びに監査対象法人へ報告されるべき指導監査の実施結果についての基礎を形成するものであるとともに、指導監査事務が適切に実施されたことを示す証拠としての位置づけとなろう。

したがって、監査調書は統一的なルールに基づき、上記の趣旨の観点から適切 に作成され保管されることが望まれる。

監査調書の様式については、全ての監査実施部署においてガイドラインが原則 毎年更新されることを十分に周知させ、事前の方針に準拠した業務の実施を徹底 されたい。

また、実施した監査手続の監査調書への記録については、草稿・結論に至っていない考えや予備的な情報を書いたメモとして作成されるものではなく、目的に照らして必要十分な情報が記録されるべきであることから、過度に詳細である必要はないが、手続の目的や実施過程と結果が簡潔明瞭にとりまとめられるように作成されることが望ましい。

さらに、県職員の人事異動に伴って指導監査担当者が交替していくことを踏まえると、監査調書は所管の社会福祉法人の状況についての引継ぎ記録としての役割も担うことになるため、監査手続の実施結果については、事後的に後任担当者が当時の手続の実施過程をある程度理解できるようにわかりやすく整理された形で記録を残すことが有用である。その観点から、監査調書として保管すべき資料の範囲を明確にするとともに、閲覧によって検査した書類等、監査手続の対象となった法人資料についても、必要十分な範囲で、県の文書管理のルールに基づく方法で整理保管することが望ましい。

### 【意見5】

法人関係者に対する特別の利益供与に関する監査手続について

### (事実)

社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならないこととされている(社会福祉法第27条)。

県の「法人指導監査ガイドライン」によれば、「特別の利益」とは、社会通念に 照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、当該法 人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、当該法人の関係者に 対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸(規程に基づき福 利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。)、役員等報酬基準 や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると されている。

また、社会福祉法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うとされている。

そこで、県は指導監査において、監査対象法人の関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引について、特別の利益供与となっていないか確認を要するものがある場合には、当該法人に対して定款や各規程等に基づく適正な取扱いであることの説明を聴取した上で、特別の利益の供与に該当していないかを確認している。

上記の法人関係者に対する特別の利益供与に関する監査手続につき、今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、名称等の外見上、関係者(理事長の親族)である可能性がある取引先について、当該先が特別な利益供与の有無を検討すべき相手でないかどうかの確認が十分行われていないケースや、報酬や旅費等について確認手続を行っているものの、それ以外の支出(経費等)について関係者への特別な利益供与に該当するものがないかどうかの確認が十分行われていないケースが認められた。

また、社会福祉法人会計基準においては、社会福祉法人の関係者のうち一定範囲に該当する者につき「関連当事者」として取り扱われる。関連当事者と当該法人との間の取引は、当該法人の計算書類の注記事項として情報開示しなければならないこととされているが(社会福祉法人会計基準第29条第1項)、監査対象法人の関係者との取引について、会計基準上の「関連当事者取引」に該当する可能性が

あるにもかかわらず、当該取引が計算書類に注記されていないことについて、法 人の判断が妥当か否かの確認が行われていないケースが認められた。もし当該取 引が注記の対象に該当する場合は、当該法人において重要な注記の記載漏れとい うことになり、指摘事項とすべきものであった可能性がある。

(参考) 関連当事者取引の注記について (「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」第26項)

## 1. 関連当事者の範囲

- (1) 当該社会福祉法人の常勤の役員または評議員として報酬を受けている者
- (2)上記(1)の該当者の近親者(3 親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者)

親族及びこの者と特別の関係にある者とは、以下の3つの関係にある者を指す。

- ①その役員または評議員とまだ婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情に ある者
- ②その役員または評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ③①または②の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- (3)上記(1)及び(2)の該当者が議決権の過半数を有している法人
- (4)支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業または事業の方針を支配している他の法人。)

財務及び営業または事業の方針を支配しているとは、評議員の総数に対して、法人の役員または評議員、法人の職員の数の割合が過半数を超えることをいう。

- (5)被支配法人(当該社会福祉法人が財務お及び営業または事業の方針を支配している他の法人。)
- (6) 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人

### 2. 開示対象の範囲

(1)関連当事者のうち、上記(1)から(3)に掲げる者との取引 事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間 1000万円を超える取引については全て開示の対象となる。

ここでの役員については、概ね週4日以上役員として専ら法人の経営に参画し、かつ、役員 としての地位に基づいて報酬を得ている有給常勤役員を指す。社会福祉法人においては、施 設長兼理事長や園長兼理事長など、理事が職員として勤務していることが多く、職員として の地位に基づいて給与を得ている場合もあるが、その場合は、給与のうち役員報酬のみの金 額が取引額となる。

- (2) 関連当事者のうち、上記(4)から(6)に掲げる者との取引
- ①事業活動計算書項目に係る取引

サービス活動収益(費用)又はサービス活動外収益(費用)の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益(費用)とサービス活動外収益(費用)の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

②貸借対照表項目に係る取引

貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の 100 分の 1 を超える取引について開示する。

### (所見)

社会福祉法人の関係者への特別な利益供与については、社会福祉法人制度改革において、ガバナンス上の重要事項としてあげられており、指導監査においても重点的に確認すべき事項であるが、特別な利益供与がないことを確認することになるため、関係者との取引について網羅的な把握が重要となる。

したがって、監査手続を行うにあたっては、法人関係者との取引である可能性を示唆する情報がある場合は、漏れのないように踏み込んで確認するとともに、特段の情報がない場合であっても、報酬や旅費にとどまらず、支払手数料や委託費・雑費など、関係者との通例でない取引が計上されやすい項目は慎重に検討することが望ましい。

さらに、関連当事者取引の把握は社会福祉会計基準に規定の「関連当事者」の範囲についての理解が必要不可欠となるため、指導監査に当たっては、監査対象法人側の理解度を確認し、必要に応じて助言指導することも望まれる。

### 【意見6】

理事の報酬水準に関する監査手続について

## (事実)

社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないとされている(社会福祉法第45条の35第1項)。当該報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人側に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。

県の指導監査においては、「指導監査ガイドライン」に基づき、民間企業等の役員報酬水準の統計データなどを参照するとともに上記の観点から法人の支給基準の設定状況について確認が行われているが、「指導監査ガイドライン」では、法人が支給基準を設け、その基準の「検討過程」について内容を問わず何らかの説明ができており、当該基準が評議員会で承認されていれば、金額にかかわらず手続上は問題ないという取扱いになっている。

つまり、法人側が所定の手続に基づいて「不当に高額ではない」という評価を している場合は、指導監査担当者が疑義を持った場合であっても、踏み込んで指 導の対象とするのが難しいことになる。

### (所見)

報酬が不当に高額かどうかは相対的な価値判断にならざるを得ず、法人によって経理の状況や諸事情が異なることから、一概に定量基準を設定するのは困難であると思われる。

とはいえ、例えば介護報酬等については高額な理事報酬を含む実質的な剰余金の配当と認められる経費への支出が禁止されている (私立保育所の委託費の使途制限の取扱い)など、法令等に定めがあるものを含め、理事の報酬の妥当性については、社会福祉法人のガバナンス強化という制度改革の趣旨に照らして、監査上の重点事項として慎重に手続を実施する必要がある。

また、「指導監査ガイドライン」では法人におけるルールに基づき決定された場合はそれを尊重する立て付けになっているが、高度なガバナンスが保持された内部統制制度を有した法人であればともかく、一般的な中小規模の社会福祉法人の現状を鑑みれば、評議員会等の運営自体が形骸化しているという状況も考えられ、その点で形式が整っているだけでは実効性があるとは必ずしも言えない。

したがって、理事の報酬水準に関する監査手続を実施するにあたっては、係る リスクも踏まえ、形式だけでなく実態も勘案して、当該理事が報酬に見合った役 務を法人へ提供しているか等まで含めた多角的な検討が行われることが望まし い。

実態判断の基準としては、例えば以下のような視点が考えられる。

- ・常勤理事としての十分な勤務実態があるか、概ね週4日以上役員として専 ら法人の経営に参画している事実が認められるか、等
- ・職員給与とのバランスが極端に乖離していないか、財務内容が悪化し職員 給与・賞与カットが実施されている状況にもかかわらず理事の報酬がカットされていないということがないか、等
- ・当該報酬を受け取っている理事以外の役員による内部けん制が効いている か、理事会や評議員会において形骸化することなく理事報酬の妥当性につ き審議が行われているか

これらの実態に鑑み、理事が報酬に見合った役務の提供を行っていると言い難い状況にあるのであれば、その状況を是正する方向性での助言指導も有益であろうし、短期的に当該状況の改善が見込めないのであれば、その事実をもって現状の報酬水準が不当に高いと言える可能性がある。

### 【意見7】

現況報告書の記載誤りに対する指導について

### (事実)

現況報告書は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を所轄庁に届け出る書類であり、「財務諸表等電子開示システム(WAMNET)」により、一般の縦覧に供される情報開示資料である。

今般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人(全57法人)の本システム上での開示書類(令和3年度公表=令和2年度決算分)を閲覧した結果、WAMNETで開示されている現況報告書の記載が実態と異なるケースが複数の法人で多数認められた。

主な記載誤りの具体例は、以下のとおりである。

・「13. 透明性の確保に向けた取組状況」における任意事項の情報公表の有無につき公表している旨の記載があるが、実際は公表されていないケース

## 13. 透明性の確保に向けた取組状況

3. 透明性の確保に向けた取組状況	
(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
②事業報告	8 9
②財産目録	
○事業計画書	5
②第三者評価結果	
<b>金</b> 名情処理結果	
<b>②監事監査結果</b>	P 2
<b>金附属明細書</b>	

・「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」にて、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」は厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」に規定された支援内容を記載する箇所であるが、当該支援を受けていない(上記に規定された支援業務実施報告書が確認できない)にもかかわらず、顧問税理士や会計事務所の名称を記載しているケース

4. ガバナンスの強化・財務規律の確立	に向けた取組状況		
The second control of			
(1)会計監査人非設置法人における会計に関する	な円家の活用状況		
①実施者の区分			
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	-	12	-
	-		
②果预内官			
<ul><li>(4)費用 [年額] (円)</li></ul>			 

## (所見)

現況報告書は、社会福祉法人の利用者を含む利害関係者や地域住民等に対する 法人の情報開示であるとともに、上記システムを通じて国等が当該報告書を基礎 に統計を実施し一般に公開するためにも利用されるものであるから、その記載内 容は正確を期すことが必要である。

「任意事項の情報公表」については、所轄庁への届出又は報告事項と重複しており、「財務諸表等電子開示システム(WAMNET)」を通じて所轄庁へ提出されている場合は、これをもって情報公開しているものと誤認している可能性がある。 実際は、所轄庁への届出書類のうち、届出により自動的に開示されるのは一部の書類のみであり、上記の「任意事項」に列挙されている書類は、法人が自らのホームページ等で自主的に公開しなければ、届出書類が公開されることはない。

また、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」については、 その趣旨が厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家に よる支援等について」の支援内容を記載することにある。

以上を含め、現況報告書の記載については誤りが多数認められることから、県は、これらにつき法人に対して訂正するよう指導することが望ましい。

以上